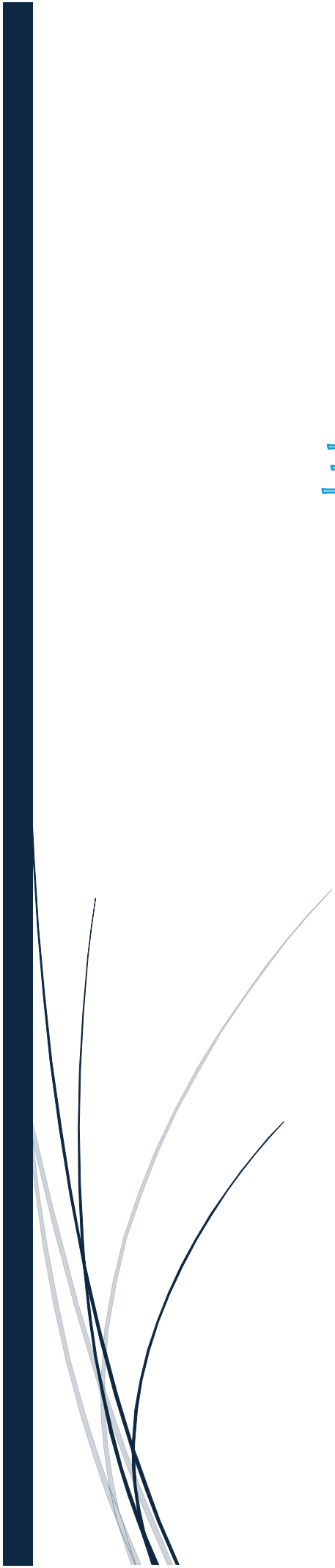


A thick dark blue vertical bar is positioned on the left side of the page. To its right, several thin, curved lines in dark blue and light grey represent reeds or grass, extending from the bottom towards the middle of the page.

三郷市 水道事業 経営戦略

令和 8 年 9 月
三郷市 水道部

目次

はじめに	1
1. 経営戦略改定の趣旨	1
2. 経営戦略の位置づけ	2
3. 計画期間	3
第1章 水道事業の沿革と現況	4
1. 水道事業の沿革	4
2. 水道事業の現況	5
(1) 給水人口及び有収水量	5
(2) 施設	6
(3) 料金	7
(4) 組織	9
(5) これまでの主な経営健全化の取組	10
3. 水道事業の経営状況	11
(1) 収益的収支	11
(2) 資本的収支	12
(3) 補填財源残高	13
(4) 他団体と比較した経営状況	14
第2章 将来の事業環境	18
1. 給水人口の見通し	18
2. 水需要の見通し	19
3. 料金収入の見通し	20
4. 施設の見通し	21
5. 組織の見通し	21
第3章 経営の基本方針	22

第4章 投資・財政計画（収支計画）	25
1. 試算条件	25
(1) 前提条件	25
(2) 投資についての説明	26
(3) 財源についての説明	28
(4) 投資以外の経費についての説明	28
2. 現行料金水準による試算	29
(1) 収益的収支	29
(2) 企業債	30
(3) 補填財源残高	31
3. 財源確保のための試算	33
4. 目標設定	36
5. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組	37
(1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等	37
(2) 財源についての検討状況等	38
第5章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	39
【別紙】経営比較分析表（令和6年度決算）	40
【別紙】パターン① 収益的収支	41
【別紙】パターン② 収益的収支	42
【別紙】パターン③ 収益的収支	43
【別紙】資本的収支	44
【別紙】原価計算表	45



はじめに

1. 経営戦略改定の趣旨

本市では、平成 25 年 3 月に厚生労働省が公表した「新水道ビジョン」を受け、平成 28 年 3 月に「三郷市水道事業ビジョン」及び「第 3 次三郷市水道事業基本計画」を策定し、また、令和 3 年 12 月に「第 3 次三郷市水道事業基本計画」の改定を行い、効率的な事業運営に取り組んできました。

一方で、水道を取り巻く環境の大きな変化によって新たな課題が山積しています。物価上昇などによる社会経済情勢の変化に加え、老朽化した施設の更新需要の増加や、地震などの自然災害に対する備えには多額の費用が必要となるため、今後の財政運営は一段と厳しくなっていくものと見込まれます。

このような状況に対応し、水道施設や管路の計画的な更新を進め、施設や管路の健全性を維持していくためには、組織体制の見直しや事務の効率化、施設管理の見直し等経営基盤強化のための取り組みを一層推進することが必要です。また、持続可能な水道事業を実現するために、直近の経営状況を踏まえて投資・財政計画の見直しを行い、中長期的な視野で事業経営に取り組んでいくことが重要です。

2. 経営戦略の位置づけ

厚生労働省（令和 6 年 4 月に水道整備・管理行政を国土交通省へ移管）は、水道を取り巻く環境の大きな変化に対応するため、これまでの「水道ビジョン（平成 16 年策定、平成 20 年改訂）」を全面的に見直し、50 年後、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、取り組みの目指すべき方向性やその実現方策、関係者の役割分担を提示した「新水道ビジョン」を策定し、安全（水道水の安全の確保）、強靱（確実な給水の確保）、持続（供給体制の持続性の確保）の 3 つの観点から、各水道事業体に水道事業ビジョンの策定を求めています。

また、総務省からは、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付）、「経営戦略の策定推進について」（平成 28 年 1 月 26 日付）が公表され、経営の基本計画として、「経営戦略」を令和 2 年度までに策定するよう求められていました。その後、「経営戦略策定・改定マニュアル」が令和 4 年 1 月 25 日付で改定されています。さらに、総務省は、中長期的な経営の基本計画である経営戦略について、3 年から 5 年内の見直しを求めています。

本市では、こうした流れを受けて、平成 29 年 3 月に中長期的な経営の基本計画である「三郷市水道事業経営戦略」を策定し、令和 3 年 12 月に改定しました。令和 3 年の経営戦略改定後の社会経済情勢や水道を取り巻く環境の大きな変化等を踏まえ、経営戦略を再度見直し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むとともに、上位計画である「三郷市水道事業ビジョン」、「第 3 次三郷市水道事業基本計画」等の既存計画と整合を図るものとします。

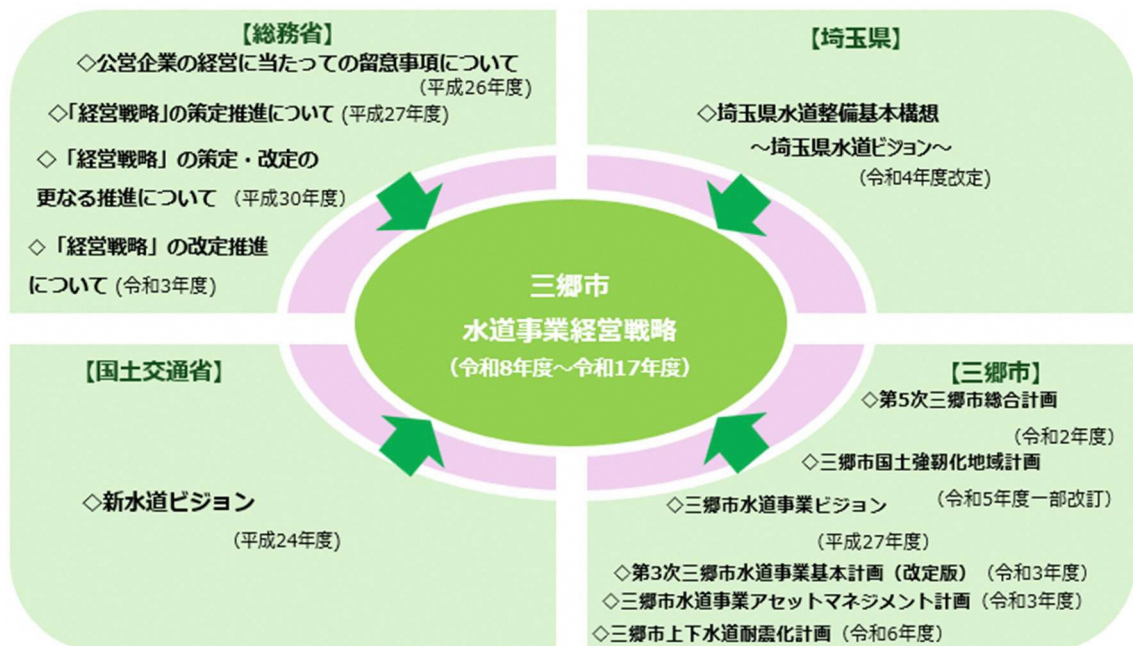


図 0-1 経営戦略の位置づけ

3. 計画期間

令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間

「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省）」における「中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるように、計画期間は 10 年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、長期的な安定を見据えた中で令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間を本計画の計画期間とします。



第 1 章 水道事業の沿革と現況

1. 水道事業の沿革

本市の水道事業は、住民の生活環境の改善と公衆衛生の向上を目指し、昭和 31 年 6 月に彦成地区、昭和 33 年 3 月に東和地区、翌年 9 月に早稲田地区と、3 地区の簡易水道¹が創設認可されたことにより始まりました。

首都圏に隣接しているという立地条件から、急激に人口が増加し、簡易水道では十分な配水が行えなくなったため、昭和 41 年 3 月に行政区域全域を給水区域とし、計画給水人口²40,000 人、計画一日最大配水量 12,000m³/日とする上水道事業³を創設しました。また、昭和 42 年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しました。

その後、JR 武蔵野線の開通や、日本住宅公団（現：独立行政法人都市再生機構）による大規模団地の建築計画などにより、人口の大幅な増加が見込まれたことから、第 2 期、第 3 期、第 4 期の拡張事業認可を取得し、施設整備を行ってきました。

現在は、令和 3 年 3 月 22 日に第 4 期拡張事業変更届出を行い、計画給水人口 148,000 人、計画一日最大配水量 49,000m³/日として事業を行っています。

¹ 簡易水道：給水人口 101 人以上 5,000 人以下の小規模な水道事業で、日本の水道法に基づく正式な水道事業の一形態です。

² 給水人口：給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口を表します。

³ 上水道事業：水道事業のうち簡易水道以外の計画給水人口が 5,000 人を超える事業を表します。

2. 水道事業の現況

(1) 給水人口及び有収水量⁴

給水人口は平成 29 年度に 14 万人を超えて以降、14 万人台前半ではほぼ横ばいで推移しています。

有収水量は、基本的には給水人口に比例しているものの、節水意識の向上等により全体として減少基調にあります。令和 2 年度及び令和 3 年度の有収水量が高水準であるのは、新型コロナウイルス感染症の拡大による、在宅勤務や外出自粛などの影響により、家庭での水需要が増加したためと推測されます。

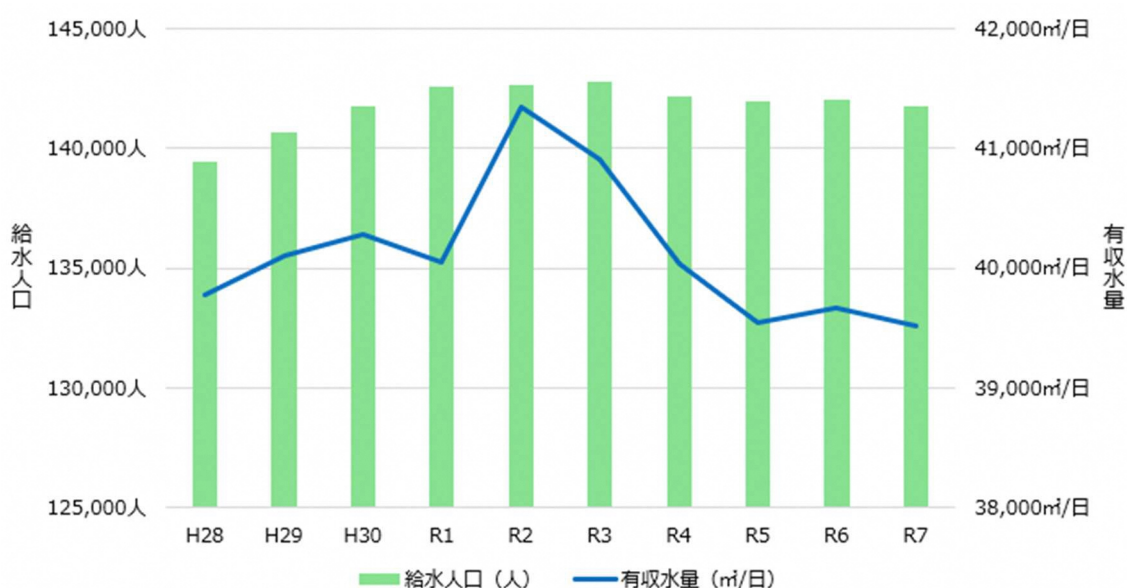


図 1-1 給水人口及び有収水量

表 1-1 給水人口及び有収水量

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
給水人口 (人)	139,413人	140,702人	141,765人	142,591人	142,663人
人口増減率 (%)	1.07%	0.92%	0.76%	0.58%	0.05%
有収水量 (m³/日)	39,782m³/日	40,097m³/日	40,281m³/日	40,054m³/日	41,342m³/日
水量増減率 (%)	0.08%	0.79%	0.46%	-0.56%	3.22%

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給水人口 (人)	142,758人	142,177人	141,935人	142,041人	141,746人
人口増減率 (%)	0.07%	-0.41%	-0.17%	0.07%	-0.21%
有収水量 (m³/日)	40,904m³/日	40,033m³/日	39,537m³/日	39,672m³/日	39,519m³/日
水量増減率 (%)	-1.06%	-2.13%	-1.24%	0.34%	-0.39%

⁴ 有収水量：配水された水量のうち、料金徴収の対象となる水量を表します。

(2) 施設

本市の水道事業は、江戸川を水源とする埼玉県営水道（埼玉県企業局）の新三郷浄水場からの浄水受水と、4 箇所の深井戸から取水する地下水を水源として、北部浄水場及び北部第二配水場の 2 箇所から市内全域へ給水を行っています。

北部浄水場及び北部第二配水場については、平成 22 年度に配水池⁵更新工事を行うなど、これまでの施設更新工事により配水施設は十分な耐震性能を有しています。また、災害時等における安定給水のため、令和 6 年度に県水直送管を整備し、水道施設機能の強化を図りました。さらに、令和 7 年度より、北部浄水場の浄水施設の耐震化事業に着手しており、地震に強い水道施設の構築に向けた取り組みを継続的に行っています。

浄配水場の機械・電気計装設備については、運転に支障がないよう、適切に維持管理を行っています。また、第 3 次三郷市水道事業基本計画（改定版）に基づき、計画的に更新に取り組んでいます。

管路については、本市に布設されている配水管の総延長は、令和 7 年度末で約 608 k m、そのうち約 276 k m が耐震管であり、管路の耐震化率は 45.3%となっています。

⁵ 配水池：浄水処理した水を配水する前に一時的に貯めておく施設を表します。

(3) 料金

料金体系は口径別⁶を採用しています。口径毎の基本料金と従量料金の二部料金制⁷を採用しており、従量料金は逡増制⁸となっています。

将来にわたり、安全・安心な水道水を安定してお届けするため、令和6年4月1日に水道料金の改定を実施しました。令和6年4月の水道料金改定において、負担の公平性を高めるため、料金体系を用途別⁹から口径別へ移行し、基本料金に含まれていた基本水量¹⁰を廃止しました。

表 1-2 水道料金表（1か月当たり）

（単位：円 税抜）

メーター口径等 区分	基本料金	従量料金 1㎡当たりの金額					
		1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～40㎡	41～50㎡	51㎡～
13mm	780	5	150	190	240	275	300
20mm							
25mm	850						
30mm	1,000						
40mm	1,500						
50mm	3,000						
75mm	8,000						
100mm	15,000						
150mm	30,000						
臨時用	4,000	400					

【計算例】口径 13mm、使用水量 15 m³/月の場合（税抜、1 か月分）

$$\begin{aligned}
 \text{水道料金} &= \text{基本料金} + \text{従量料金} \\
 &= 780 \text{ 円} + 5 \text{ 円} \times 10 \text{ m}^3 + 150 \text{ 円} \times (15 \text{ m}^3 - 10 \text{ m}^3) \\
 &= 780 \text{ 円} + 50 \text{ 円} + 750 \text{ 円} \\
 &= 1,580 \text{ 円}
 \end{aligned}$$

⁶ 口径別：水道メーターの口径に応じて基本料金を設定する料金体系を表します。

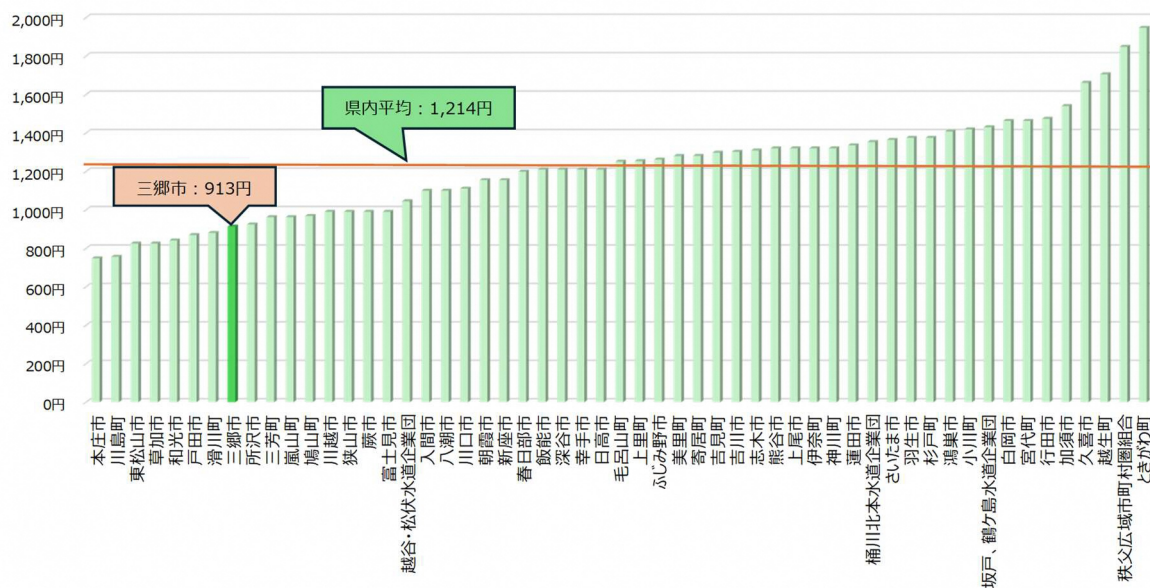
⁷ 二部料金制：水道水の使用量と関係なく定額で徴収する基本料金と、使用水量に応じた従量料金を組み合わせた料金体系を表します。

⁸ 逡増制：使用水量が増加するほど従量料金単価が段階的に高くなる料金体系を表します。

⁹ 用途別：家庭用、営業用、工場用など、水道の用途に応じて料金を設定する料金体系を表します。

¹⁰ 基本水量：基本料金に一定の使用水量を含め、その範囲内は追加の従量料金が発生しないとする水量を表します。

また、本市の水道料金は、一般用・口径 13mm のメーターで 10 m³/月を使用した場合、令和 6 年度の埼玉県内 55 水道事業体と比較すると、三郷市の現行料金は 8 番目に安い料金水準（913 円【税込】）となっています。



(出典：埼玉県「令和 6 年度地方公営企業事業別決算状況」)

図 1-2 埼玉県内水道料金（税込）の比較（令和 6 年度末 口径 13mm・10 m³/月）

(4) 組織

水道事業では、業務を効率的に行うために、水道施設の運転・管理と料金徴収及び検針業務を民間に委託し、現在は 1 部 2 課 5 係の体制で運営しています。

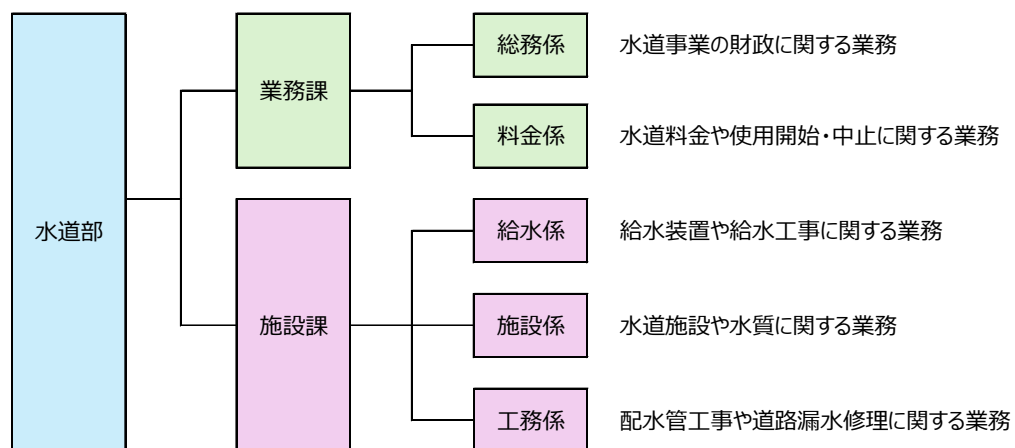


図 1-3 組織図

令和 8 年 3 月 31 日時点の職員構成

- ❖職員数：28 名（うち再任用職員 2 名、会計年度任用職員 3 名）
- ❖職種：一般事務 21 名、技師 7 名
- ❖年齢構成：20 歳代 2 名 30 歳代 8 名 40 歳代 6 名
50 歳代 8 名 60 歳代 4 名 （平均 46 歳）

(5) これまでの主な経営健全化の取組

① 水道料金の改定

将来にわたり、安全・安心な水道水を安定してお届けするため、水道料金を令和 6 年 4 月 1 日に改定しました。

② 維持管理費の削減

今後の人口減少を見据え、現在、中央浄水場を休止しており、施設のダウンサイジング¹¹により、維持管理費を削減しています。

また、他部署工事との同時施工による費用削減や浄配水施設照明の LED 化、高効率ポンプの導入などによる維持管理費の削減に取り組んでいます。

③ 組織のスリム化

効率的な事務の執行体制を整えるため、宿日直業務及び上下水道料金の収納や検針、窓口業務を民間事業者へ委託し、組織をスリム化し、経営の効率化を図りました。

④ 支払利息の縮減

人口が減少に転じることが見込まれる中で、将来世代の過大な負担を防ぐため、計画的で最小限の企業債¹²発行に努めています。また、補償金免除¹³で繰上償還¹⁴できる国の特例措置を活用し、支払利息額を縮減しました。

⑤ 多様な広域化¹⁵の検討

埼玉県水道ビジョン¹⁶に基づき、多様な広域化の推進による基盤強化のため、県内近隣事業体と資機材の共同購入等の検討を行っています。

¹¹ ダウサイジング：給水需要に応じて、施設や設備の規模を適正化（縮小）することを表します。

¹² 企業債：地方公営企業が建設改良などの費用に充てるために国などから借りた資金を表します。

¹³ 補償金免除：借入金を償還期限前に返済する際に通常必要となる補償金が免除される国の特例措置です。

¹⁴ 繰上償還：借入金を返済期限より前に返済することです。将来支払う利息の負担軽減になります。

¹⁵ 広域化：給水サービスの質の向上や、安定したライフライン構築のために財政及び技術基盤の強化を目的として、複数の水道事業などが事業統合や連携することを表します。

¹⁶ 埼玉県水道ビジョン：埼玉県が目指すべき水道の方向性や取り組みを示す基本構想です。

3. 水道事業の経営状況

(1) 収益的収支¹⁷

令和3年度から令和7年度の5年間の収益的収支の推移は以下のとおりです。

収入は令和6年度の料金改定により増加したものの、人口減少や節水意識の高まりによる有収水量の減少に伴い減少傾向となっています。

一方、支出は増加傾向であり、内訳としては受水費¹⁸及び減価償却費¹⁹が多く、委託費、人件費が続いています。

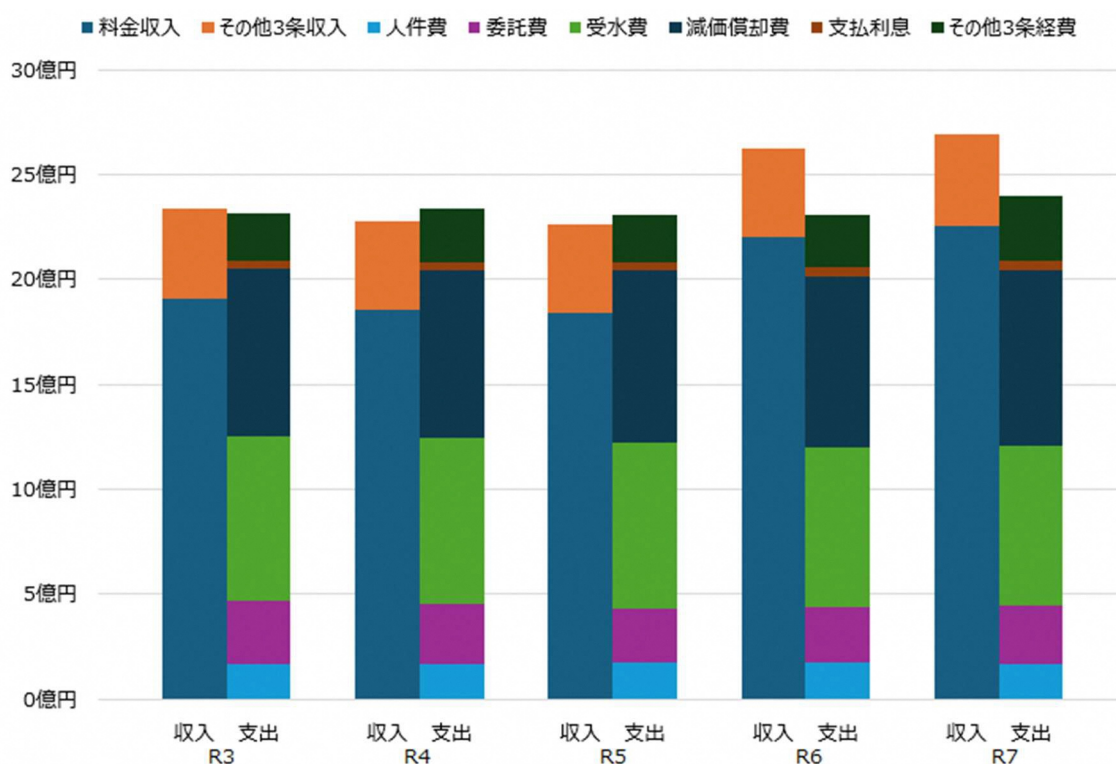


図 1-4 収益的収支（令和3年度～令和7年度決算値、税抜）

¹⁷ 収益的収支：一事業年度における企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用を表します。

¹⁸ 受水費：他の水道事業者（本市では県営水道）から浄水を購入するために要する費用を表します。

¹⁹ 減価償却費：将来にわたって利用する資産（水道施設や設備など）を取得したときに、その取得費用を一括計上せず、資産の耐用年数にわたって分割して計上することを減価償却といい、その分割された費用を減価償却費といいます。

(2) 資本的収支²⁰

令和3年度から令和7年度の5年間の資本的収支の推移は以下のとおりです。

収入は、大部分が企業債及び分担金²¹であり、分担金はほぼ横ばいである一方、施設や管路の更新需要の高まりに伴う工事の実施に伴い、企業債の借入は増加傾向にあります。

支出は、大部分が建設改良費²²及び企業債償還金²³であり、企業債償還金はほぼ横ばいである一方、建設改良費は実施事業に応じて支出するため、年度間で増減していますが、施設や管路の更新需要の高まりにより、増加傾向にあります。

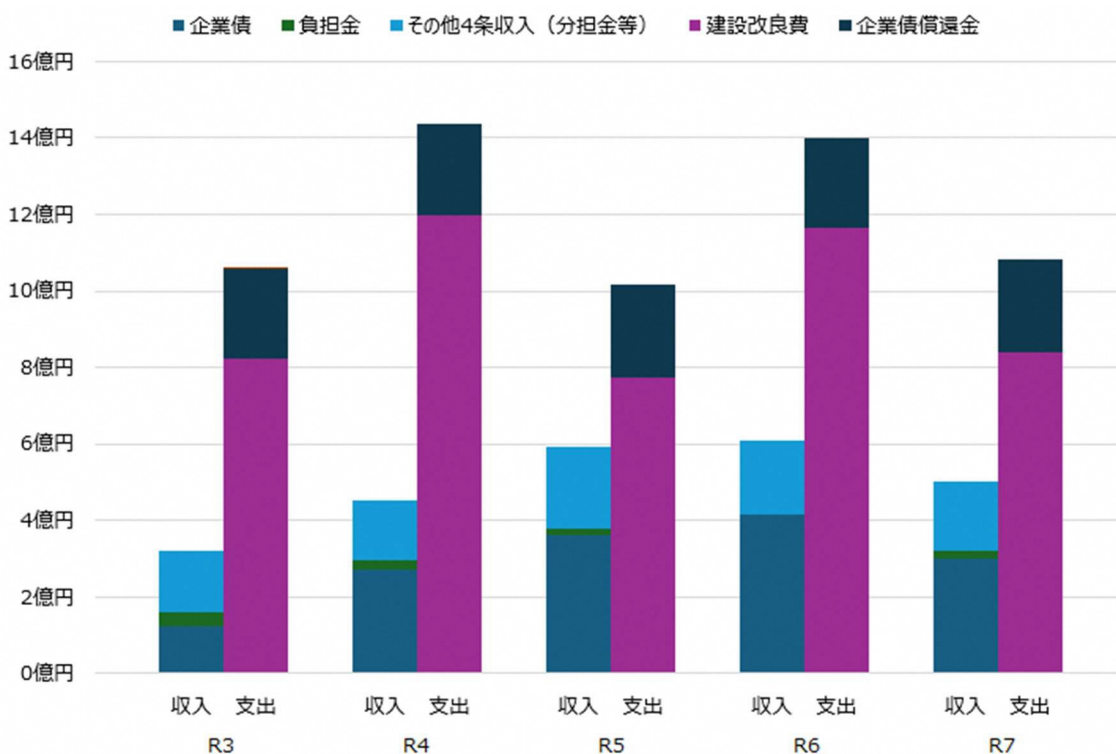


図 1-5 資本的収支（令和3年度～令和7年度決算値、税込）

²⁰ 資本的収支：企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入のことを表します。

²¹ 分担金：新たに水道を利用する人等から施設整備に必要な費用の一部として負担いただくものを表します。

²² 建設改良費：水道施設の新設や更新、耐震化等、設備を整備・改良するために必要な費用を表します。

²³ 企業債償還金：企業債の発行後、各事業年度に支出する元金の償還額を表します。

(3) 補填財源²⁴残高

令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間の補填財源残高の推移は以下のとおりです。

水道事業の運営にあたっては、災害等により一時的に収入が減少した場合であっても、事業運営を継続していけるよう、一定の補填財源残高を確保しておく必要があります。

借入金の返済や運転資金、管路等施設の耐震化及び老朽化対策等の費用に必要な財源確保、災害時の復旧費用などへの備えとして、本市の料金収入 1 年分に相当する約 20 億円の確保が一つの目安となります。過去 5 年平均の補填財源残高は 20 億円に満たない状況となっています。

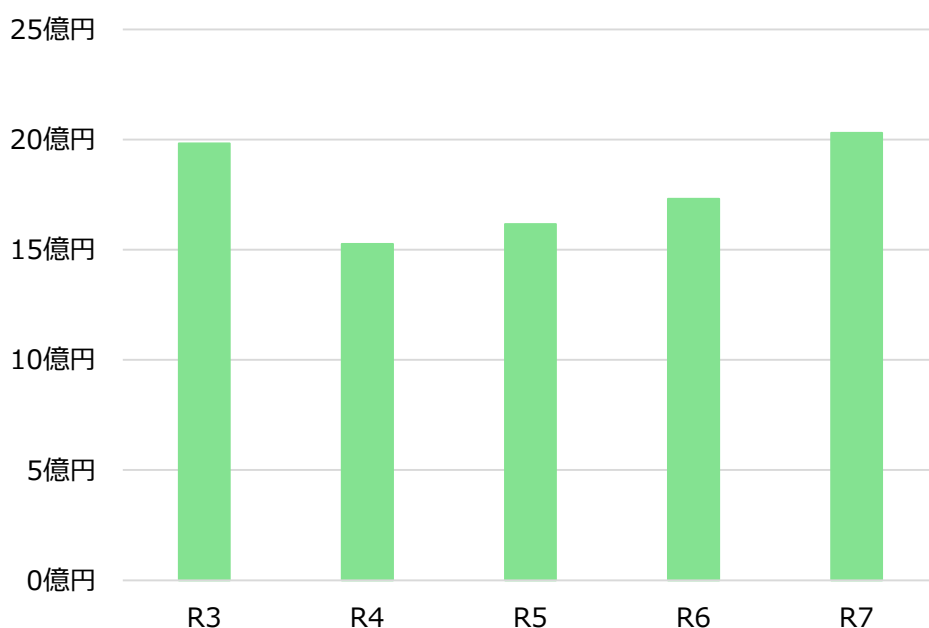


図 1-6 補填財源残高（令和 3 年度～令和 7 年度決算値、税抜）

²⁴ 補填財源：補填財源は、公営企業の予算において、資本的支出（建設改良費や企業債の償還など）に対して、資本的収入が不足する場合に、その不足分を補うための資金を指します。予算の執行段階で資金不足が生じないよう、あらかじめ裏付けとなる財源を確保することが目的です。水道事業を持続的に経営するための財源であり、災害に対する備えや将来の水道施設の更新等に活用されます。

(4) 他団体と比較した経営状況

総務省が公表している「経営比較分析表」は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、自団体の経年比較や他水道事業体との比較により、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となるものです。

本市水道事業の令和6年度決算における「経営比較分析表」から以下の経営指標を抜粋して、全国平均・類似団体²⁵平均と比較することで、本市の経営状況を分析します。

① 収益性の分析

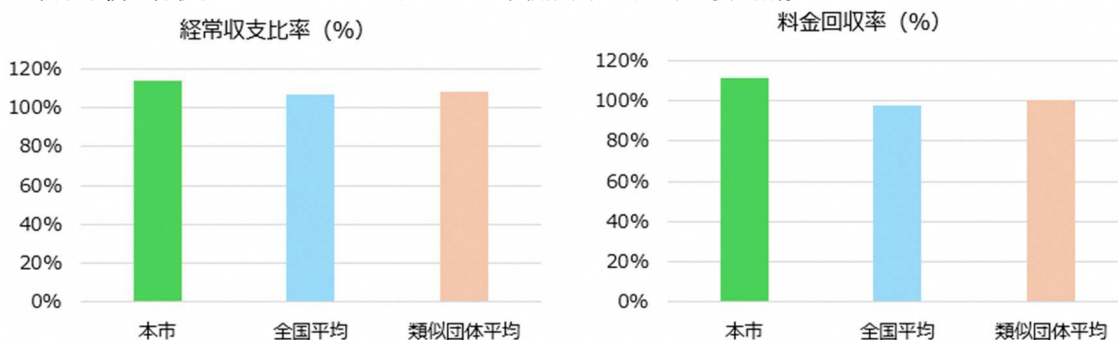
	指標の意味	算式	本市	全国平均	類似団体平均
経常収支比率 (%)	給水収益等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。 100%が目安であり、100%未満の場合は単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要である。	経常収益÷経常費用×100	113.98%	107.26%	108.49%
料金回収率 (%)	給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標。 100%が目安であり、100%を下回ると給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味するため、料金水準の見直し又は費用の低減が必要となる。	供給単価÷給水原価×100	111.68%	97.59%	100.33%

※経常収益：通常の事業活動により継続的に得られる収益。営業収益及び営業外収益を合計して算定する。

※経常費用：通常の事業活動により継続的に要する費用。営業費用及び営業外費用を合計して算定する。

※供給単価：水道水1mあたりの販売単価。

※給水原価：有収水量1mあたりについて、どれだけの費用がかかっているかを表す指標。



令和6年4月の水道料金改定により、経常収支比率、料金回収率ともに、令和6年度決算で100%を上回り、全国平均及び類似団体平均との比較でも上回っています。料金改定の影響により各比率が改善していますが、将来の水道施設の更新・耐震化の財源確保のため、引き続き収益性の向上に努める必要があります。

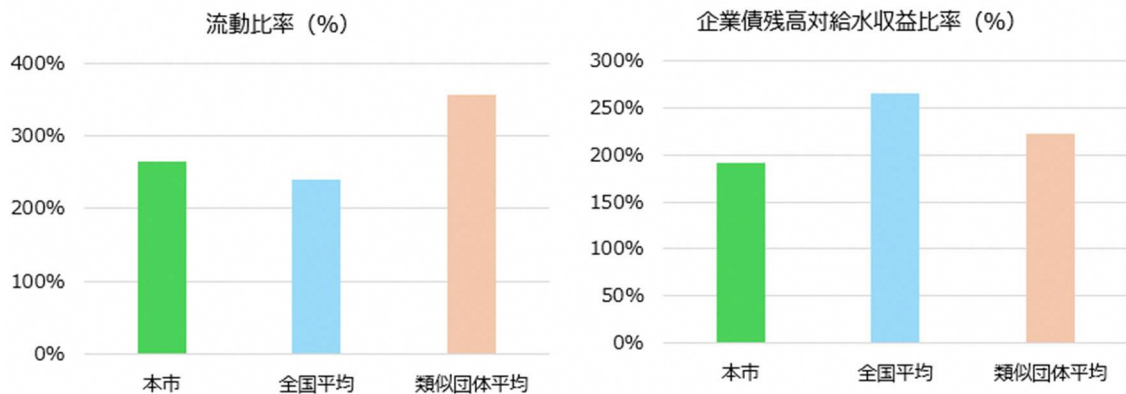
²⁵ 類似団体：総務省が設定した給水形態や給水人口規模に応じた上水道事業の区分のうち、本市と同区分の団体を表します。

② 健全性の分析

	指標の意味	算式	本市	全国平均	類似団体平均
流動比率 (%)	企業の短期的な支払能力を簡易的に判断する指標。 100%が目安であり、100%を下回ると支払い能力を高めるための経営改善が必要となる。	$\text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100$	265.09%	239.69%	355.75%
企業債残高 対給水収益比率 (%)	給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。 明確な基準及び目安はないが、経年比較や類似団体との比較により自団体の状況を把握及び分析が必要である。	$\text{企業債現在高合計} \div \text{給水収益} \times 100$	190.89%	264.86%	222.45%

※流動資産：通常の営業活動で発生する資産と、営業活動以外で発生し1年以内に換金する資産。

※流動負債：負債のうち、事業の通常の取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務。



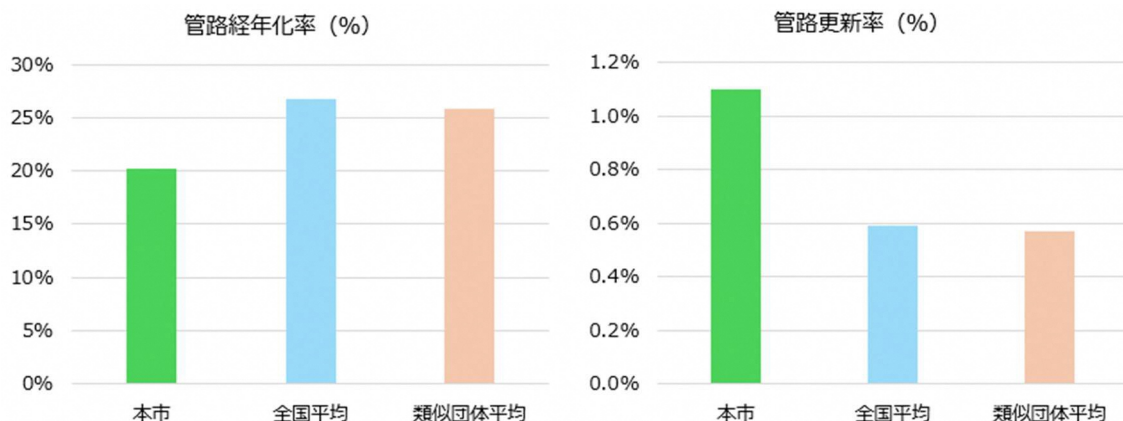
流動比率は類似団体平均を下回っているものの、全国平均は上回っており、また100%を大きく上回っていることから、短期的な支払能力の水準に問題はありません。

企業債残高対給水収益比率は、水道料金改定による給水収益²⁶の増加により全国平均及び類似団体平均を下回っており、企業債残高の規模を一定程度に抑えることができています。収益性の指標と同様に、料金改定の影響により各比率が改善していますが、今後の推移についても継続的に注視し、将来世代の負担が過大とならないよう、企業債残高を適正に管理していく必要があります。

²⁶ 給水収益：営業収益の一つで、水道料金として収入する収益を表します。

③ 老朽化の分析

	指標の意味	算式	本市	全国平均	類似団体平均
管路経年化率 (%)	法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示している。 明確な基準及び目安はないが、経年比較や類似団体との比較により自団体の状況を把握及び分析が必要である。	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路延長×100	20.23%	26.78%	25.85%
管路更新率 (%)	当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。 明確な基準及び目安はないが、管路更新率が1%の場合はすべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できる。	当該年度に更新した管路延長÷管路延長×100	1.10%	0.59%	0.57%



管路経年化率は、全国平均及び類似団体平均は下回っているものの、早稲田地区土地区画整理事業が昭和 57 年度の終了から令和 4 年度に 40 年が経過し、約 66 kmが耐用年数を超えたため、急激に増加しています。管路の更新需要が高まっており、今後の推移についても継続的に注視していく必要があります。

管路更新率は、全体としては全国平均及び類似団体平均は上回っているものの、個々の管路では、石綿セメント管²⁷など早急に更新の必要な老朽管等があることから、計画的な更新が必要となっています。

²⁷ 石綿セメント管：石綿（アスベスト）を含むセメント製の水道管を表します。耐食性・耐電食性が良好、軽量、加工性が高い、価格が安いなどの長所がある一方、強度面や耐衝撃性で劣るなどの短所があります。高度成長期の昭和 30～40 年頃をピークに使用されていましたが、その後、強度の問題から布設替えが進められています。全国的な需要減により昭和 60 年に製造が中止されました。

近年の管路更新率を踏まえた管路経年化率の推計では、令和 30 年度に法定耐用年数²⁸である布設後 40 年を超える管路の割合は、現行の更新ペースで行くと、60%を超える見込みです。

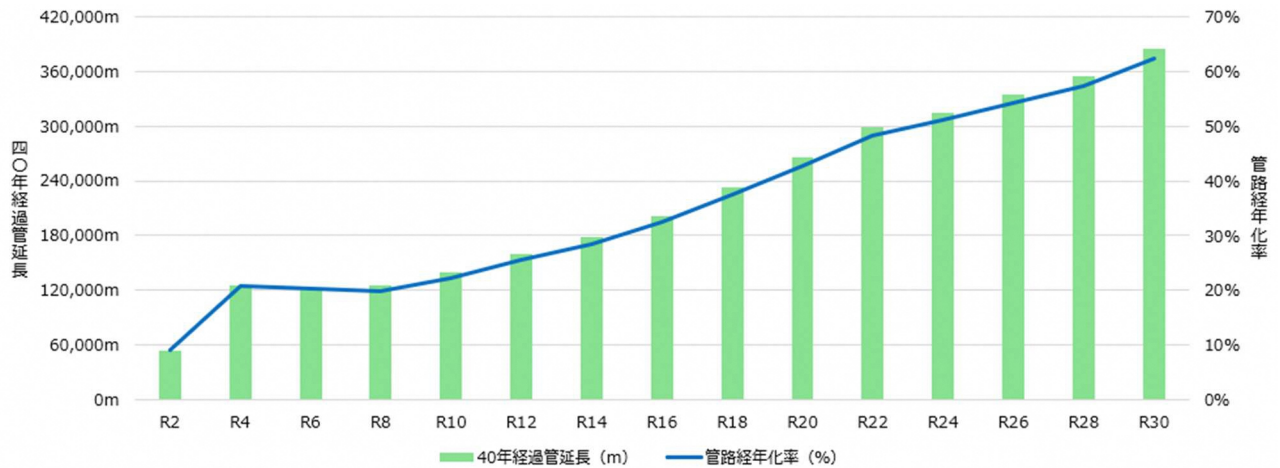


図 1-7 40 年経過管延長及び管路経年化率

表 1-3 40 年経過管延長及び管路経年化率

	令和2年度	令和4年度	令和6年度	令和8年度	令和10年度
40年経過管延長 (m)	54,510m	125,461m	122,707m	126,180m	140,320m
管路経年化率 (%)	9.03%	20.77%	20.23%	19.93%	22.25%

	令和12年度	令和14年度	令和16年度	令和18年度	令和20年度
40年経過管延長 (m)	160,076m	178,307m	202,028m	232,810m	265,484m
管路経年化率 (%)	25.50%	28.50%	32.40%	37.46%	42.83%

	令和22年度	令和24年度	令和26年度	令和28年度	令和30年度
40年経過管延長 (m)	298,317m	315,419m	334,195m	354,162m	384,741m
管路経年化率 (%)	48.23%	51.04%	54.13%	57.41%	62.44%

²⁸ 法定耐用年数：地方公営企業法により定められた有形固定資産の減価償却期間を表します。



第2章 将来の事業環境

1. 給水人口の見通し

将来推計給水人口については、本市が策定した「令和元年度三郷市版人口ビジョン」及び令和7年7月一部改訂の「令和元年度三郷市版人口ビジョンの一部見直しに関する資料」による推計の結果を使用しています。

本市の人口は令和3年度にピークに達して以降、減少に転じ、引き続き減少傾向が継続していく見込みです。さらに、今後も少子高齢化が進み、人口減少の加速化が見込まれます。

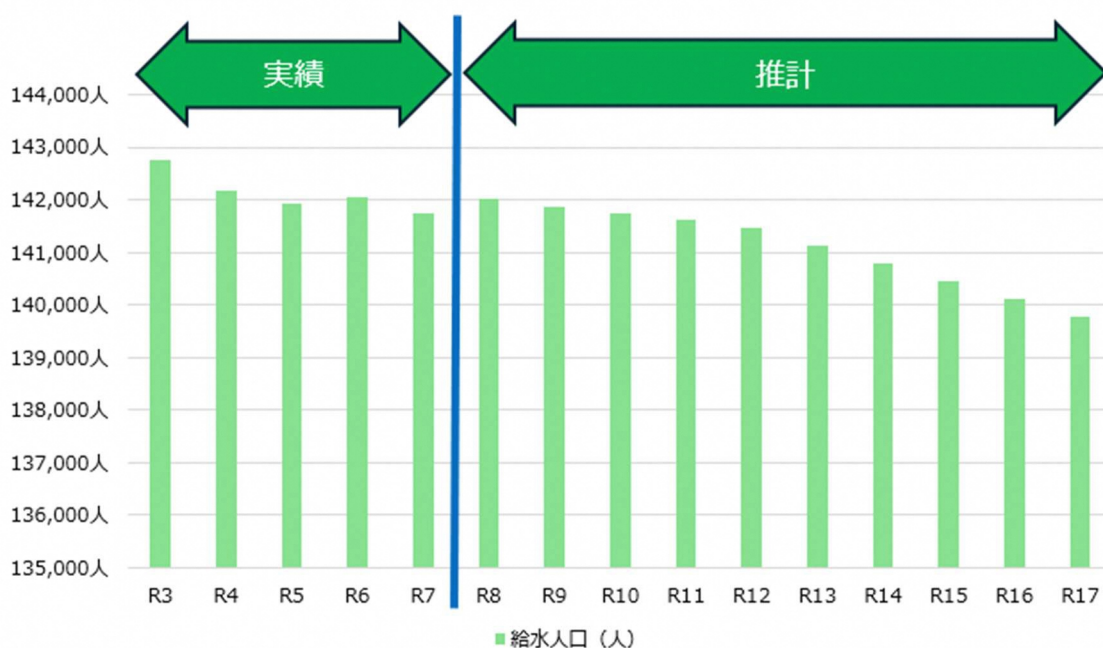


図 2-1 給水人口の見通し

表 2-1 給水人口の見通し

<実績>	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給水人口（人）	142,758人	142,177人	141,935人	142,041人	141,746人
人口増減率（％）	0.07%	-0.41%	-0.17%	0.07%	-0.21%

<推計>	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
給水人口（人）	142,017人	141,882人	141,747人	141,612人	141,477人
人口増減率（％）	0.19%	-0.10%	-0.10%	-0.10%	-0.10%

<推計>	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
給水人口（人）	141,136人	140,795人	140,454人	140,113人	139,770人
人口増減率（％）	-0.24%	-0.24%	-0.24%	-0.24%	-0.24%

2. 水需要の見通し

有収水量については、直近の実績と将来推計人口を基に算定し、新規開発による増加水量を加算し推計しています。

本市の有収水量のうち、約 9 割を生活用使用水量が占めています。近年、給水人口は横ばいからやや減少傾向となっており、有収水量の推移も概ね給水人口の増減に比例しています。

今後も給水人口の減少に加え、節水機器の普及等により 1 人あたりの使用水量は減少する可能性もあり、有収水量は緩やかな減少が見込まれます。

一方で新規開発が進んでいる三郷北部地区については一定の配水が見込まれるため、この影響も加味しています。

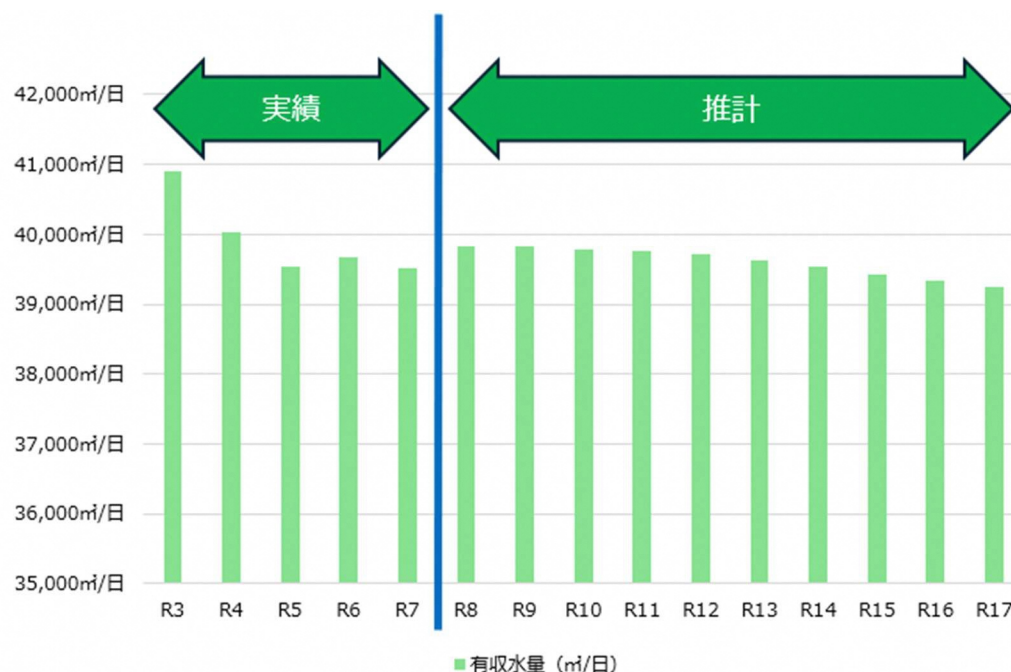


図 2-2 水需要の見通し

表 2-2 水需要の見通し

＜実績＞	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
有収水量 (m³/日)	40,904m³/日	40,033m³/日	39,537m³/日	39,672m³/日	39,519m³/日
水量増減率 (%)		-1.06%	-2.13%	-1.24%	0.34%

＜推計＞	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
有収水量 (m³/日)	39,816m³/日	39,828m³/日	39,792m³/日	39,753m³/日	39,715m³/日
水量増減率 (%)	0.75%	0.03%	-0.09%	-0.10%	-0.10%

＜推計＞	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
有収水量 (m³/日)	39,620m³/日	39,526m³/日	39,430m³/日	39,334m³/日	39,238m³/日
水量増減率 (%)	-0.24%	-0.24%	-0.24%	-0.24%	-0.24%

3. 料金収入の見通し

料金収入については、現行の料金水準を計画期間に継続したものとして推計した有収水量を基に算定しています。

本市の料金収入は、1,900 百万円（税抜）程度で推移していましたが、令和 6 年に 31 年ぶりに平均 20% 程度の改定を行ったことにより増加しています。

ただし今後は、人口及び有収水量の減少傾向に比例して料金収入も減少傾向になる見通しです。

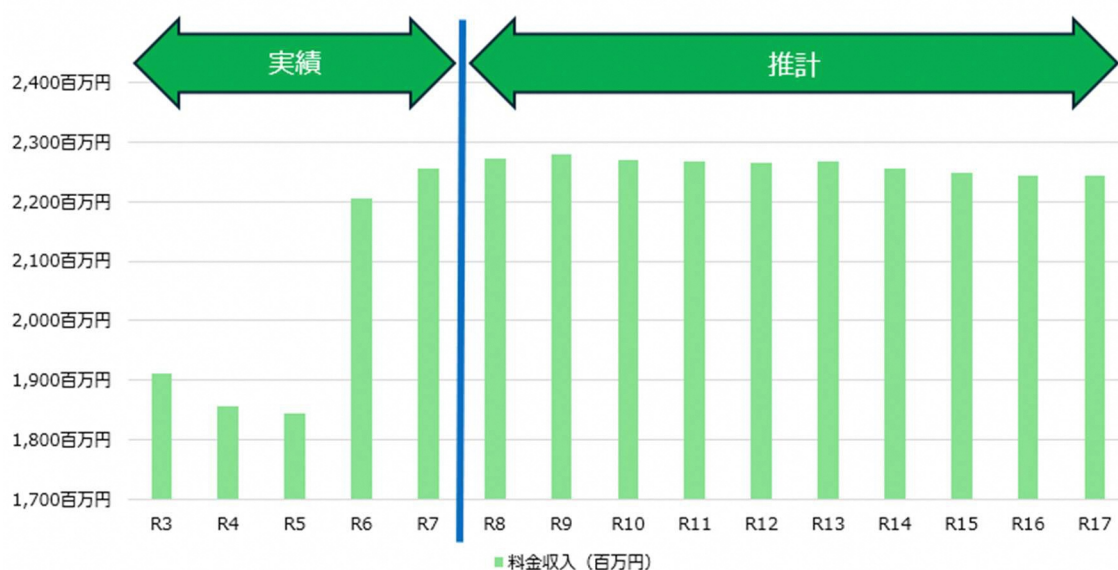


図 2-3 料金収入の見通し（税抜）

表 2-3 料金収入の見通し（税抜）

＜実績＞	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
料金収入（百万円）	1,911百万円	1,857百万円	1,844百万円	2,205百万円	2,255百万円
収入増減率（%）	3.69%	-2.83%	-0.70%	19.58%	2.27%

＜推計＞	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
料金収入（百万円）	2,272百万円	2,278百万円	2,270百万円	2,268百万円	2,266百万円
収入増減率（%）	0.75%	0.26%	-0.35%	-0.09%	-0.09%

＜推計＞	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
料金収入（百万円）	2,266百万円	2,255百万円	2,249百万円	2,244百万円	2,245百万円
収入増減率（%）	0.00%	-0.49%	-0.27%	-0.22%	0.04%

4. 施設の見通し

今後の人口減少を見据え、配水ポンプのダウンサイジングや配水管口径の見直しなど施設の能力及び規模を適切に再構築していきます。

施設については、北部浄水場の浄水施設の耐震補強を行います。また、北部浄水場と北部第二配水場の場内配管について、耐震性に劣るものを更新して耐震化を図ります。

管路については、基幹管路は優先度に応じて計画的に更新・耐震化を進めていくとともに、避難所や病院など、三郷市地域防災計画や三郷市上下水道耐震化計画に基づく重要施設への配水管路についても、順次、更新・耐震化を進めていきます。また、現在行っている石綿セメント管の更新を引き続き進めるとともに、早稲田地区の老朽管更新にも取り組んでいきます。

5. 組織の見通し

将来を見据えた水道事業を展開していくため、各業務に人員を適切に配置し、効率的に業務を行えるよう組織・業務を見直し、水道事業の運営体制をより強固にしていきます。

水道事業の運営には専門的な技術や知識が必要である一方で、令和8年3月31日時点では水道事業に従事する職員の平均年齢が46歳となり、平均年齢が年々上昇していることから、職員が代わってもノウハウの継承が行えるよう業務の見える化や共有、研修の充実などを図り、人材の育成や技術の継承を考慮した取り組みを行います。



第3章 経営の基本方針

水道事業では、今後50年、100年先の未来までも、生活に欠かせない安全な水道水を送りつづけ、水道を大切にする市民の意識、職員の知識を育み、市民と協力して安定した水道事業を継続していけるように、基本理念を次のように定めています。

基本理念

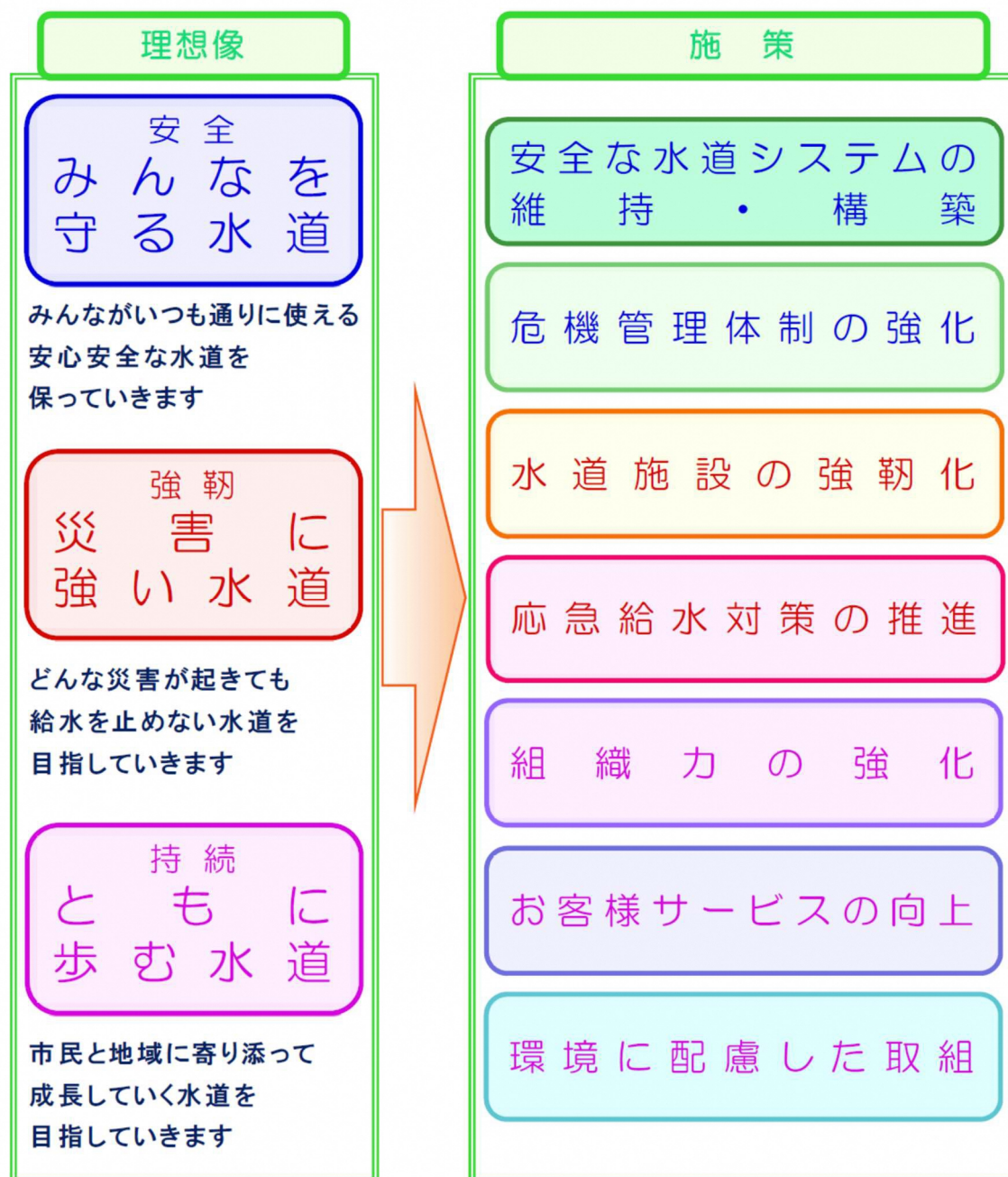
人を守り 未来へつなぐ
みさとの水道

～手を取り合って 人を育み くらしをささえる～

また、基本理念に基づき、国土交通省の「新水道ビジョン」で掲げている「安全」、「強靱」、「持続」の 3 つの観点から、みんながいつも通りに使える安心安全な水道、どんな災害が起きても給水を止めない水道、市民と地域に寄り添って成長していく水道を目指して、それぞれの理想像を定めています。



水道事業の理想像を実現するため、「三郷市水道事業ビジョン」で示しているとおり、以下の施策に取り組んでいきます。





第4章 投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画シミュレーションを実施するにあたり、以下の前提条件により今後50年の長期的な財政収支シミュレーションを実施し、本経営戦略においては、その内の今後10年間の財政収支シミュレーション結果を示します。

シミュレーションにあたり、人口減少等に伴う水道料金の減収や物価高騰及び人件費の上昇を反映しています。

1. 試算条件

(1) 前提条件

これまでの現状を踏まえ、以下の前提条件で水道事業の財政収支シミュレーションを行います。

表 4-1 前提条件

項 目			前提条件	
収 益 的 収 支	収 入	営業収益	料金収入	給水人口(※)×1人1日あたり有収水量 ×年間日数×料金単価で算定 ※令和7年7月一部改訂の「令和元年度三郷市版人口ビジョンの一部見直しに関する資料」より
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
		営業外収益	長期前受金戻入	投資計画を踏まえ算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
	支 出	営業費用	職員給与費	過年度の実績及び見込まれる人件費上昇率を加味して算定
			受水費	過年度の実績及び令和8年4月からの県水の値上げ（+21%）を加味して算定
			資産減耗費	過年度の実績を踏まえ算定
			減価償却費	投資計画を踏まえ算定
			その他	過年度の実績及び見込まれる物価上昇率を加味して算定
		営業外費用	支払利息	既存分：返済スケジュールを基に算定 新規分：企業債新規発行額×公的資金適用利率で算定
			その他	過年度の実績を踏まえ算定
特別損益		過年度の実績を踏まえ算定		
資 本 的 収 支	収 入	企業債	投資計画を踏まえ算定	
		分担金	過年度の実績や新規開発分を加味して算定	
		国庫（県）補助金	投資計画を踏まえ算定	
		工事負担金	過年度の実績を踏まえ算定	
	支 出	建設改良費	投資計画を踏まえ算定	
		企業債償還金	既存分：返済スケジュールを基に算定 新規分：1年据置き後、29年で償還するとして算定	

(2) 投資についての説明

本経営戦略の計画期間における投資計画の事業費（税抜）は、以下のとおり見込んでいます。

表 4-2 投資計画事業費

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
施設・設備	700百万円	320百万円	127百万円	137百万円	644百万円
配水管路	1,086百万円	1,098百万円	1,110百万円	1,123百万円	1,136百万円
場内配管	0百万円	0百万円	0百万円	30百万円	35百万円
	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度	令和 16 年度	令和 17 年度
施設・設備	138百万円	608百万円	198百万円	234百万円	107百万円
配水管路	1,149百万円	1,162百万円	1,175百万円	1,188百万円	1,201百万円
場内配管	308百万円	347百万円	0百万円	0百万円	0百万円

施設・設備については、北部浄水場において、水質監視装置、取水設備、ろ過設備、機械電気計装設備及び非常用自家発電設備の継続的な更新工事に加え、令和 8 年度には中央監視設備の大規模な更新工事、令和 8 年度から 9 年度にかけて着水井²⁹・塩素混和池³⁰耐震補強工事を予定しています。また、北部第二配水場では、機械電気計装設備の継続的な更新工事を主に予定しています。

配水管路については、第 3 次三郷市水道事業基本計画（改定版）において目標として掲げている配水管路の耐震化率 60%を目指し、市内の全管路を対象に、老朽化や耐震化の状況を鑑みて、毎年度順次、更新工事を実施していきます。

場内配管については、令和 11 年度から 14 年度にかけて、県水の受水管について大規模な更新工事の実施を予定しています。また、令和 13 年度から 14 年度にかけて、浄配水場連絡管の大規模更新工事も予定しています。

²⁹ 着水井：浄水場で河川等から原水を受け入れる施設です。

³⁰ 塩素混和池：塩素を混ぜて原水を消毒する施設です。

表 4-3 投資計画事業費（施設・設備の内訳）

施設・設備の内訳

（百万円 税抜）

名称		全体 工事費	事業費・年度									
			R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
北部浄水場	水質監視装置 更新工事	152.0						76.0	76.0			
	取水設備 更新工事	39.8		9.1		7.9	12.3				10.5	
	着水井・塩素混和池 耐震補強工事	169.0	57.6	86.4								
			10.0	15.0								
	薬注設備 更新工事	33.0		6.0	17.0						10.0	
	ろ過設備 更新工事	165.7	5.7	65.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0	10.0	25.0	
	機械電気計装設備 更新工事	1,521.2		45.6	97.6	12.0	606.0	16.0	408.0	18.0	182.0	46.0
						30.0		30.0		30.0		
	中央監視設備 更新工事	623.9	623.9									
	非常用自家発電設備 更新工事	80.3		47.9		8.9						23.5
小計		2,784.9	697.2	275.0	126.6	70.8	630.3	134.0	496.0	58.0	227.5	69.5
北部第二配水場	薬注設備 更新工事	24.0				10.0	6.0					8.0
	機械電気計装設備 更新工事	374.2	3.2	45.0		48.0	8.0	4.0	112.0	140.0	6.0	8.0
	非常用自家発電設備 更新工事	29.9				8.4						21.5
	小計	428.1	3.2	45.0		66.4	14.0	4.0	112.0	140.0	6.0	37.5
	合計	3,213.0	700.4	320.0	126.6	137.2	644.3	138.0	608.0	198.0	233.5	107.0

← 設計委託

← 工事

← 工事監理委託

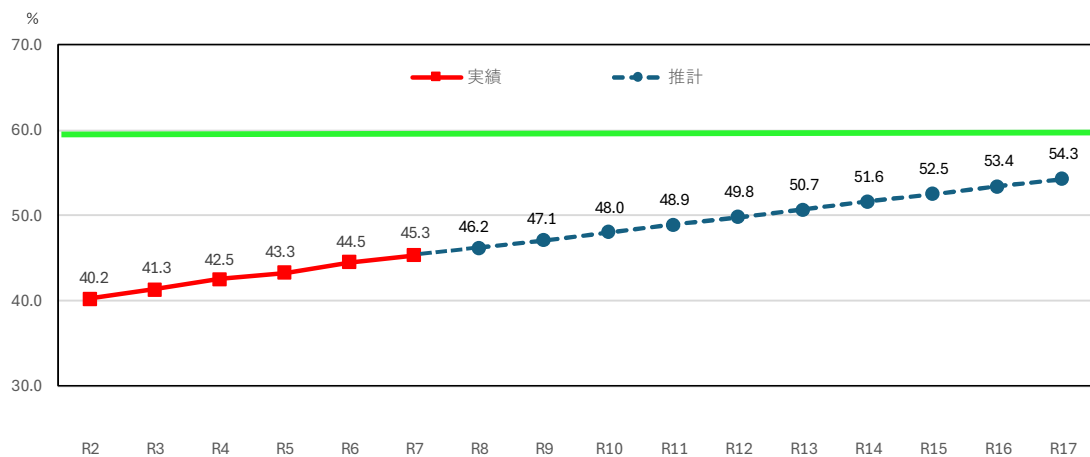


図 4-1 管路耐震化率

(3) 財源についての説明

主な財源については、以下の方法で推計しています。

建設改良にかかる企業債は、(2)で記載した各年度の投資に対応して発行します。

企業債は、企業債残高の規模を示す指標である企業債残高対給水収益比率や世代間の負担の公平性等を考慮し、配水管路の更新にかかる企業債発行額を毎年度 4 億円とし、施設・設備の大規模な更新工事を実施する年度は、企業債発行額を増額します。

また、建設改良にかかる国庫補助金は、(2)で記載した各年度の投資に対応して、三郷市上下水道耐震化計画に基づき、交付申請します。

(4) 投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、以下の方法で推計しています。

動力費や薬品費等の変動費³¹や職員給与費は、今後も同程度の水準での費用を見込んでいることから過年度の平均値をベースに算定しています。ただし、近年の物価高騰や人件費の上昇を考慮して、物価上昇率には消費者物価指数³²の過去の変動平均を、人件費上昇率には賃金構造基本統計調査の過去の変動平均を加味しています。

受水費は、埼玉県営水道の令和 8 年 4 月の 21%の値上げの影響を反映しています。

減価償却費については、過年度実績を基に将来の投資計画を踏まえ算定しています。

支払利息について、既存の企業債発行額については、既存の利率を乗じて算定し、新規の企業債発行額については、公的資金³³における適用利率を乗じて算定しています。

³¹ 変動費：水の使用量や生産量の増減に応じて変化する費用を表します。動力費や薬品費が該当します。

³² 消費者物価指数：全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものを表します。すなわち家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によって、どう変化するかを指数値で示しています。

³³ 公的資金：国などの公的機関から借り入れる資金を表します。

2. 現行料金水準による試算

(1) 収益的収支

現行料金水準では、令和 11 年度以降の収支が赤字となり、今後は、埼玉県営水道料金の値上げや施設及び管路の更新需要の増加、物価上昇等に伴う費用の増加により、収益的収支の悪化が見込まれます。

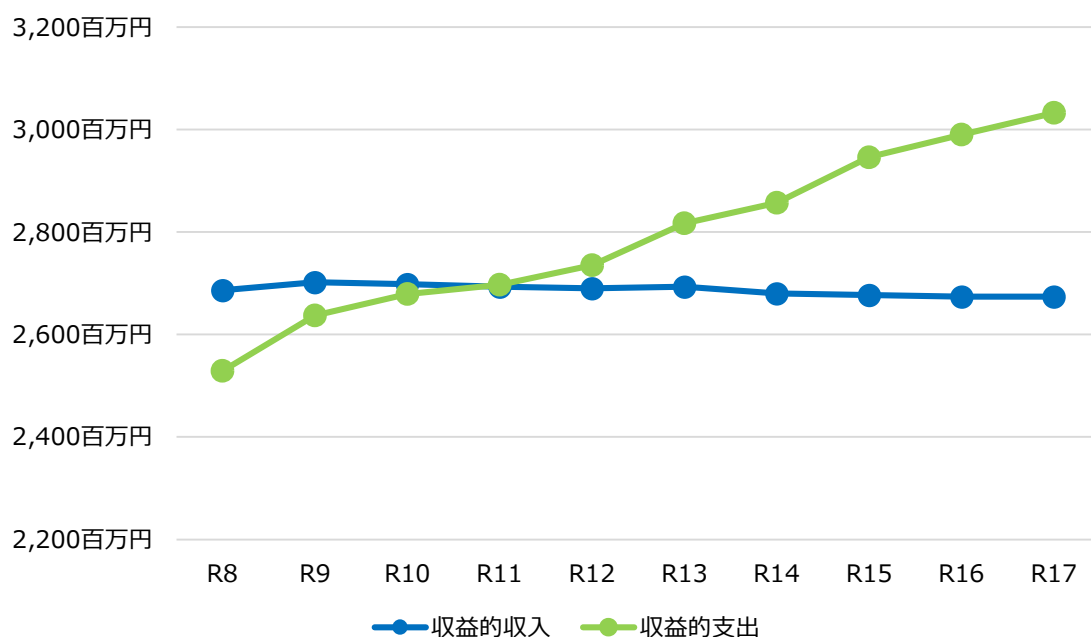


図 4-2 収益的収入及び収益的支出（税抜）

表 4-4 収益的収入及び収益的支出（税抜）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
収益的収入	2,686百万円	2,702百万円	2,698百万円	2,693百万円	2,690百万円
収益的支出	2,529百万円	2,637百万円	2,679百万円	2,697百万円	2,735百万円
収支差引	157百万円	64百万円	18百万円	▲ 4百万円	▲ 45百万円

	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度	令和 1 6 年度	令和 1 7 年度
収益的収入	2,693百万円	2,680百万円	2,677百万円	2,674百万円	2,674百万円
収益的支出	2,817百万円	2,857百万円	2,946百万円	2,990百万円	3,033百万円
収支差引	▲ 124百万円	▲ 177百万円	▲ 269百万円	▲ 316百万円	▲ 359百万円

(2) 企業債

企業債残高は、今後予定されている施設及び管路の更新事業の進捗に伴い増加する見込みであり、企業債残高対給水収益比率についても上昇する見通しです。令和 18 年度以降も更新事業の進捗状況や企業債発行額の推移に応じて、高い水準で推移する見込みです。

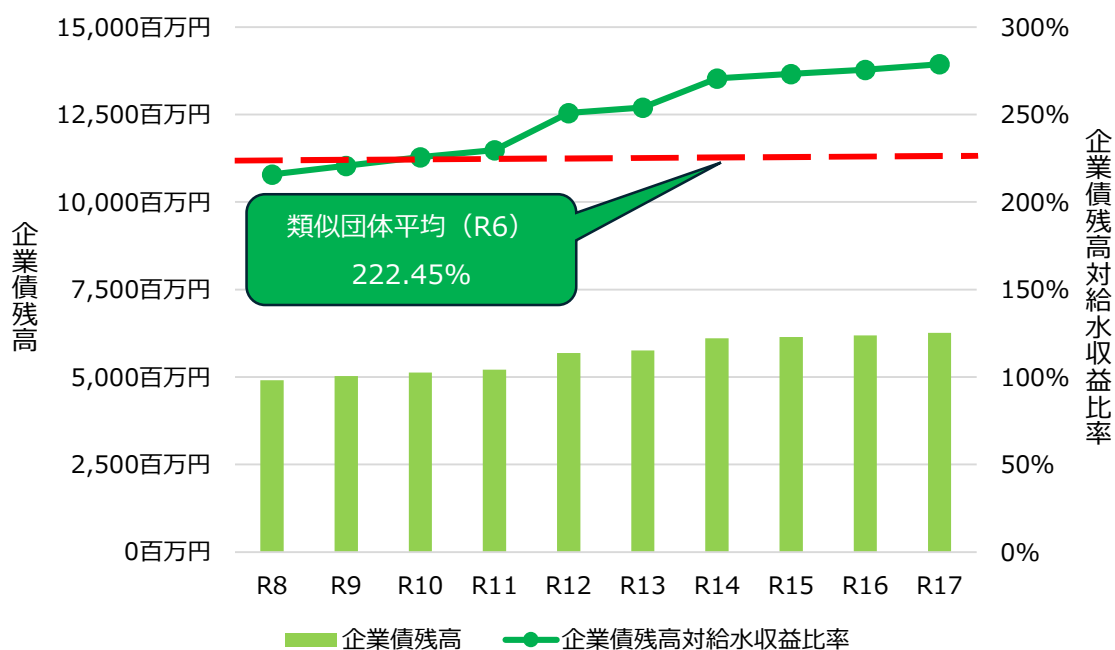


図 4-3 企業債残高及び企業債残高対給水収益比率（税抜）

表 4-5 企業債残高及び企業債残高対給水収益比率（税抜）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
企業債残高	4,903百万円	5,028百万円	5,124百万円	5,210百万円	5,687百万円
企業債残高対給水収益比率	215.80%	220.72%	225.73%	229.72%	250.97%

	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度	令和 1 6 年度	令和 1 7 年度
企業債残高	5,755百万円	6,105百万円	6,146百万円	6,185百万円	6,261百万円
企業債残高対給水収益比率	253.97%	270.73%	273.28%	275.62%	278.89%

(3) 補填財源残高

補填財源残高は、計画期間の水道事業の進捗に伴い減少する見込みであり、令和 12 年度以降はマイナスに転じ、その後もマイナスが拡大することにより、多額の資金不足が生じる見通しです。

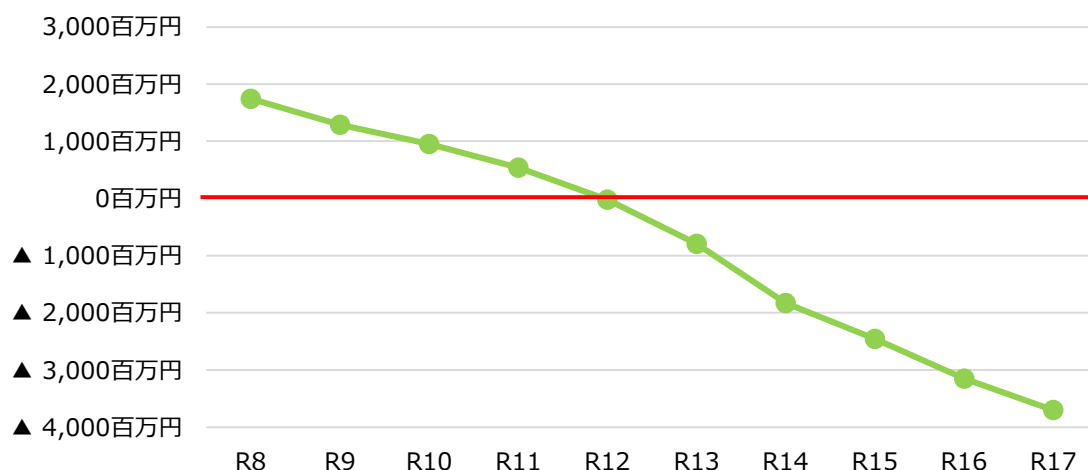


図 4-4 補填財源残高 (税抜)

表 4-6 補填財源残高 (税抜)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
補填財源残高	1,743百万円	1,288百万円	954百万円	540百万円	▲ 21百万円
	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度	令和 1 6 年度	令和 1 7 年度
補填財源残高	▲ 793百万円	▲ 1,829百万円	▲ 2,456百万円	▲ 3,149百万円	▲ 3,703百万円

(参考) 現行料金水準による試算

① 収益的収支

単位：百万円(税抜)

区 分		年 度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
収 入	1 営業収益	(A)	2,363	2,370	2,361	2,359	2,357	2,358	2,346	2,341	2,335	2,336
	(1)料金収入		2,272	2,278	2,270	2,268	2,266	2,266	2,255	2,249	2,244	2,245
	(2)その他営業収益		91	92	91	91	91	91	91	91	92	92
	2 営業外収益	(B)	322	331	336	334	333	334	333	336	338	337
	3 特別利益 他	(C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収 入 計	(A)+(B)+(C) (D)	2,686	2,702	2,698	2,693	2,690	2,693	2,680	2,677	2,674	2,674
支 出	1 営業費用	(E)	2,474	2,562	2,597	2,609	2,641	2,707	2,743	2,819	2,859	2,897
	(1)職員給与費		175	175	176	177	178	179	180	180	181	182
	(2)経 費		1,348	1,352	1,357	1,361	1,366	1,371	1,375	1,380	1,385	1,390
	(3)減価償却費・資産減耗費		850	932	961	966	991	1,051	1,079	1,148	1,182	1,213
	(4)その他営業費用		101	103	104	105	106	107	109	110	111	112
	2 営業外費用	(F)	54	74	81	87	92	108	113	125	130	134
	3 特別損失 他	(G)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	支 出 計	(E)+(F)+(G) (H)	2,529	2,637	2,679	2,697	2,735	2,817	2,857	2,946	2,990	3,033
	当 年 度 損 益	(D)-(H)	157	64	18	▲ 4	▲ 45	▲ 124	▲ 177	▲ 269	▲ 316	▲ 359

② 資本的収支

単位：百万円(税込)

区 分		年 度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
資 本 的 収 入	1 企業債		900	400	400	400	800	400	700	400	400	400
	2 国庫（県）補助金		27	31	20	20	20	20	20	20	20	20
	3 工事負担金		15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
	4 その他収入		194	189	189	189	189	189	189	189	189	189
	計	(I)	1,135	634	623	623	1,023	623	923	623	623	623
支 出	1 建設改良費		2,009	1,604	1,404	1,464	2,041	1,799	2,373	1,555	1,609	1,484
	2 企業債償還金		259	275	304	315	322	332	350	359	361	324
	計	(J)	2,268	1,879	1,708	1,778	2,364	2,131	2,724	1,915	1,970	1,809
資本的収入額が 資本的支出額に対し不足する額		(I)-(J)	▲ 1,133	▲ 1,245	▲ 1,085	▲ 1,155	▲ 1,340	▲ 1,507	▲ 1,800	▲ 1,291	▲ 1,346	▲ 1,185

③ 補填財源

単位：百万円(税抜)

区 分		年 度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
1 損益勘定留保資金残高		(K)	531	605	629	636	663	720	750	817	847	880
2 剰余金等残高		(M)+(N)+(O) (L)	▲ 819	▲ 1,060	▲ 963	▲ 1,050	▲ 1,224	▲ 1,492	▲ 1,786	▲ 1,443	▲ 1,541	▲ 1,434
(1)当年度損益		(M)	157	64	18	▲ 4	▲ 45	▲ 124	▲ 177	▲ 269	▲ 316	▲ 359
(2)資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額		(N)	▲ 1,133	▲ 1,245	▲ 1,085	▲ 1,155	▲ 1,340	▲ 1,507	▲ 1,800	▲ 1,291	▲ 1,346	▲ 1,185
(3)消費税等資本的収支調整額		(O)	157	121	104	109	161	139	191	117	121	110
補填財源残高		(K + L)	1,743	1,288	954	540	▲ 21	▲ 793	▲ 1,829	▲ 2,456	▲ 3,149	▲ 3,703

④ 企業債残高

単位：百万円(税抜)、%

区 分		年 度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17
1 企業債残高		(P)	4,903	5,028	5,124	5,210	5,687	5,755	6,105	6,146	6,185	6,261
2 給水収益		(Q)	2,272	2,278	2,270	2,268	2,266	2,266	2,255	2,249	2,244	2,245
3 企業債残高対給水収益比率		(P)÷(Q)	215.80%	220.72%	225.73%	229.72%	250.97%	253.97%	270.73%	273.28%	275.62%	278.89%

※ 百万円単位に四捨五入しているため端数の整合が取れない箇所があります。

3. 財源確保のための試算

災害に強く、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するためには、一定の補填財源を確保できる健全な財政運営が必須であり、今後の財源確保のため、料金水準の引き上げによる複数パターンの試算を行いました。

試算にあたっては、純利益³⁴（黒字）の維持、今後の管路等施設の耐震化及び老朽化対策等の費用に必要な財源確保、災害時の復旧費用等への備えとして料金収入 1 年分を確保、水道料金算定要領³⁵に基づく資産維持費³⁶確保を料金水準設定の際の目標としました。

なお、この試算は、今後必要な管路等施設更新費用や補填財源を確保するためのシミュレーションとして行ったものであり、料金改定の検討を行う場合は、事業運営コストの削減や水道施設規模の適正化、各種手数料及び分担金の見直し、企業債借入額の検討などの取組を含め、経済状況等も考慮し、総合的に判断する必要があります。

表 4-7 改定率の目標設定パターン

	目標	改定時期・水準	
		令和10年度	令和14年度
パターン①	資産維持率3%の補填財源を確保 （単年度あたりの資産維持費：約7.2億円）	48.2%	—
パターン②	令和17年度に料金収入 1 年分である約20億円の補填財源を確保	31.6%	—
パターン③	令和17年度に料金収入 1 年分である約20億円の補填財源を確保（段階改定）	19.8%	19.8%

³⁴ 純利益：当年度における収益から費用を差し引いた最終的な利益であり、経営成績を示す指標です。

³⁵ 水道料金算定要領：公益社団法人日本水道協会が作成した、水道事業者が水道料金を設定する際の指針です。

³⁶ 資産維持費：水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額を表します。水道料金算定要領では今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として資産維持率 3 %を標準としています。
（資産維持費 ＝ 水道施設資産額 × 資産維持率）

収益的収支では、現行料金では令和 11 年度以降は赤字となっている一方で、全改定パターンにおいて改定後から計画期間末の令和 17 年度までは黒字となっています。

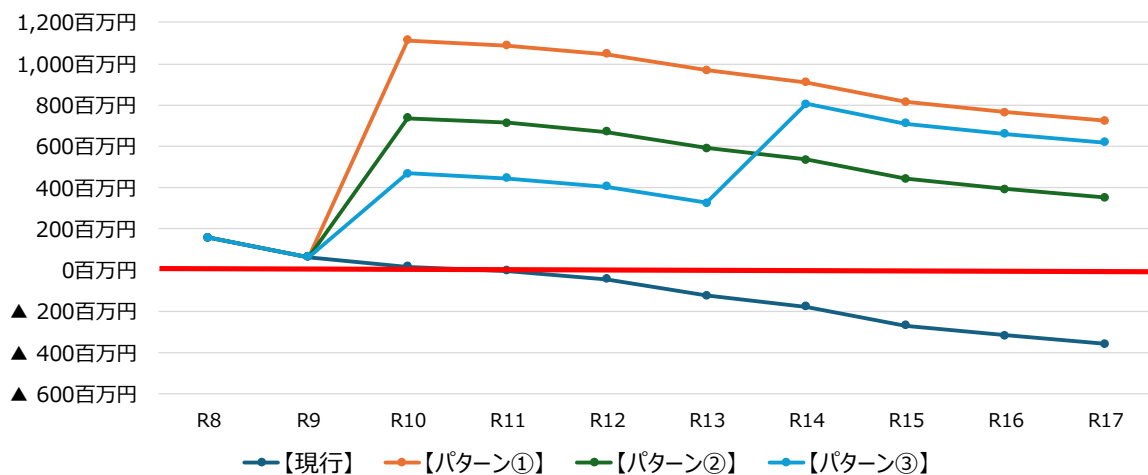


図 4-5 現行及び各改定パターンの収益的収支（税抜）

表 4-8 現行及び各改定パターンの収益的収支（税抜）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
【現行】	157百万円	64百万円	18百万円	▲ 4百万円	▲ 45百万円
【パターン①】	157百万円	64百万円	1,113百万円	1,089百万円	1,047百万円
【パターン②】	157百万円	64百万円	736百万円	713百万円	671百万円
【パターン③】	157百万円	64百万円	468百万円	445百万円	404百万円

	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度	令和 1 6 年度	令和 1 7 年度
【現行】	▲ 124百万円	▲ 177百万円	▲ 269百万円	▲ 316百万円	▲ 359百万円
【パターン①】	969百万円	910百万円	815百万円	765百万円	723百万円
【パターン②】	592百万円	535百万円	442百万円	393百万円	351百万円
【パターン③】	325百万円	804百万円	710百万円	660百万円	618百万円

補填財源残高では、現行料金では令和 12 年度以降は赤字となっている一方で、全改定パターンにおいて改定後から計画期間末の令和 17 年度までは黒字となっています。

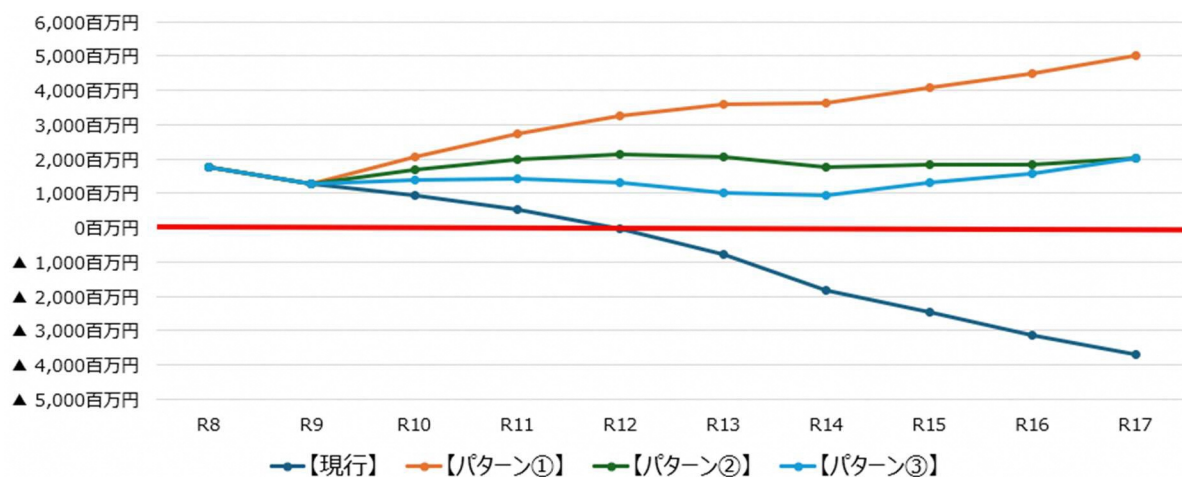


図 4-6 現行及び各改定パターンの補填財源残高（税抜）

表 4-9 現行及び各改定パターンの補填財源残高（税抜）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
【現行】	1,743百万円	1,288百万円	954百万円	540百万円	▲ 21百万円
【パターン①】	1,743百万円	1,288百万円	2,048百万円	2,727百万円	3,258百万円
【パターン②】	1,743百万円	1,288百万円	1,671百万円	1,974百万円	2,129百万円
【パターン③】	1,743百万円	1,288百万円	1,403百万円	1,439百万円	1,326百万円

	令和 1 3 年度	令和 1 4 年度	令和 1 5 年度	令和 1 6 年度	令和 1 7 年度
【現行】	▲ 793百万円	▲ 1,829百万円	▲ 2,456百万円	▲ 3,149百万円	▲ 3,703百万円
【パターン①】	3,579百万円	3,629百万円	4,087百万円	4,476百万円	5,004百万円
【パターン②】	2,073百万円	1,749百万円	1,834百万円	1,850百万円	2,005百万円
【パターン③】	1,003百万円	948百万円	1,301百万円	1,584百万円	2,007百万円

4. 目標設定

人口減少等に伴う水道料金の減収や物価高騰及び人件費の上昇等により、今後の収支悪化が予測される現状においても、災害に強く、将来にわたり持続可能な水道事業を実現するため、一定の補填財源を確保できる健全な財政運営が必要です。

そのために必要な財源目標は、次のとおりです。

【財源の目標】

- ・純利益（黒字）を維持する。
- ・今後の管路等施設の耐震化及び老朽化対策等の費用に必要な財源を確保する。
- ・災害時の復旧費用等への備えとして、水道料金収入1年分の財源を本計画の計画期間末である令和17年度において確保する。
- ・水道料金算定要領に基づく資産維持費の財源を確保する。
- ・将来世代への負担の先送りを抑制するため、類似団体平均値を参考に、過度な企業債借入を行わない。
- ・健全な経営を継続するため、適時に適正な水道料金改定を行うことを検討し、料金改定を行う場合の水道料金の適正水準について検討を進める。

5. 投資・財政計画に未反映の取組や今後検討予定の取組

(1) 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

① 広域化・共同化・最適化に関する事項

人口減少や施設の老朽化の進行に伴い、将来的な経営基盤の強化及び業務効率化を図る観点から、近隣事業体との広域化・共同化・最適化の可能性について情報収集及び意見交換を継続して実施していきます。

埼玉県水道ビジョンに基づき、多様な広域化の推進による基盤強化のため、埼玉県と近隣事業体で構成される埼玉県第 2 ブロック水道広域化実施検討部会において、資機材の共同化等、多様な広域化について検討を進めていきます。

② 民間活力の活用に関する事項

維持管理業務や施設更新業務等については、業務の効率化及びサービス水準の維持向上を図る観点から、民間事業者の専門的知見や技術力の活用可能性について検討を進めていきます。既存の委託業務の適正な運用を図るとともに、包括的な民間委託等の導入についても費用対効果を踏まえながら調査及び研究を継続していきます。

③ アセットマネジメント³⁷の充実

将来にわたり安全で安定した給水を確保するために、施設及び管路の更新需要を的確に把握し、中長期的な視点に立った計画的な更新を進めていきます。アセットマネジメント手法の活用により、更新需要の平準化及び事業費の最適化を図りながら効率的な施設管理に努めていきます。

④ 施設・設備の統廃合及び合理化

施設及び設備については、更新時期や稼動状況、維持管理コスト等を踏まえながら、統廃合や合理化の可能性について検討していきます。施設の適正配置や機能の見直しを進めることにより、効率的な施設運用を図るとともに、将来にわたり持続可能な事業運営を継続するための取組を進めていきます。

³⁷ アセットマネジメント：将来にわたり水道事業の運営を安定的に継続するため、水道施設の改築や更新、維持管理や運営といった資産管理を効率的かつ効果的に行うことを表します。

⑤ その他の取組

業務の効率化及びサービス水準の維持向上を図るために、DX³⁸活用や業務改善の取組を検討していきます。また、職員の技術力の維持向上を図るための人材育成や技術継承の取組を進めるとともに、関係機関との連携強化により、効率的かつ安定的な事業運営に努めていきます。

(2) 財源についての検討状況等

① 料金

将来的な施設更新需要の増加や物価上昇等の影響を踏まえ、水道事業の健全な経営を維持するために、適正な料金水準の確保について継続的に検討していきます。収支見通しや投資計画との整合を図りながら、利用者負担の公平性にも配慮しつつ、必要に応じて料金体系の見直しについて検討していきます。

② 企業債

企業債については、将来世代の負担の公平性や財政負担の平準化を図る観点から適切に活用していきます。一方で、将来的な元利償還負担が過大にならないように、投資計画や財政状況との整合を図りながら、計画的かつ適正な発行及び管理に努めていきます。

③ 積立金

純利益が出た場合、将来の水道施設更新のため、純利益分を建設改良積立金に積み立てるなど、施設更新に必要な財源確保に努めていきます。

④ その他の取組

財源の確保及び経費の縮減を図るため、各種補助制度の活用や経費削減の取組を継続して進めていきます。また、経営状況の的確な把握と分析を行いながら、収支の改善に向けた取組を進めることにより、将来にわたって持続可能な事業運営の確保に努めていきます。

³⁸ DX：デジタル・トランスフォーメーション。データとデジタル技術を活用して、利用者の利便性やサービスの質を高めることを表します。



第 5 章 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の推進のため、毎年度進捗管理（モニタリング）を行います。

投資・財政計画算定の前提条件の変化等を適切に反映させるため、経営戦略の見直しは、総務省が示す基準に従い、3年から5年内の見直しを基本とします。また、本経営戦略は「三郷市水道事業ビジョン」及び「第3次三郷市水道事業基本計画（改定版）」に基づく内容となっているため、それらの計画の見直しに合わせて更新していきます。なお、見直した経営戦略は、三郷市のホームページなどで公表します。

3年から5年内の経営戦略見直しの際、経営戦略の投資・財政計画に対する実績との乖離を検証するだけでなく、将来予測や実績との乖離解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行っていきます。また、見直しの際に評価・分析を行い、その結果を次の経営戦略に反映させる PDCA サイクル「計画の策定（Plan）-実施（Do）-検証（Check）-見直し（Action）」を導入し、更なる経営の健全化に取り組みます。



【別紙】経営比較分析表（令和6年度決算）

経営比較分析表（令和6年度決算）

埼玉県 三郷市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家賃料金(円)	
-	79.78	100.00	2,563	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
142,152	30.13	4,717.96
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
142,041	30.22	4,700.23

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和6年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①經常収支比率は、令和6年4月の水道料金改定により、令和6年度決算で100%を上回り、類似団体との比較でも平均値を上回っている。将来の水道施設の更新・耐震化の財源確保のため、引き続き収益性の向上に努める必要がある。

③流動比率は100%を超えており、短期的な債務に対する支払能力を有しており問題ない。

④企業債残高対給水収益比率は、水道料金改定により数値が改善し、類似団体との比較でも、平均値を下回った。今後は将来世代の負担が過大とならないよう、企業債残高を適正に管理していく必要がある。

⑤近年供給単価が給水原価を下回る状況が続いていたが、水道料金改定による増収により供給単価が上昇したため100%を上回った。供給単価が給水原価を下回る状況が続くことは、経営の悪化に繋がることになるため、今後も持続可能な事業運営に努める。

⑥給水原価は、効率的な事業運営に努めてきたことなどから類似団体平均値を下回っているが、近年原油価格高騰等による経費増加や、施設更新に伴い減価償却費が増加傾向にあるため、増加の傾向が続いている。

⑦施設利用率は、類似団体平均値を上回っており、施設を効率的に利用している。

⑧有収率は、類似団体平均値を上回っているが、今後も引き続き老朽管の布設替えの推進や漏水調査を実施すること等により、有収率のさらなる向上に努めていく必要がある。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は、施設の更新を積極的に実施してきたことにより、類似団体平均値を下回っている。しかしながら、今後法定耐用年数を迎える資産も未だ多くあり、管路や浄水場といった施設の老朽化は進んでいる。今後も計画的かつ効率的な施設の更新を進めていく必要がある。

②管路経年化率は、早稲田地区土地区画整理事業が昭和57年度の終了より令和4年度に40年が経過し、約66kmが耐用年数を超えたため、急激に増加し高止まりしている。

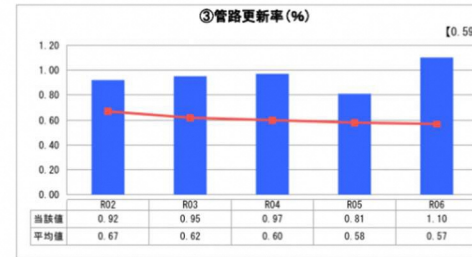
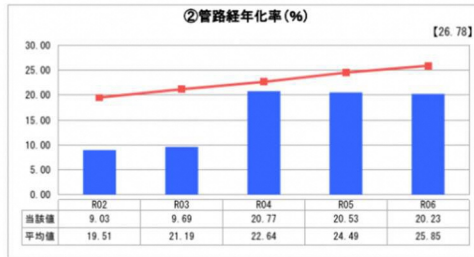
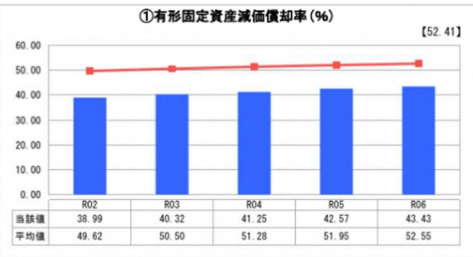
③管路更新率は、類似団体平均値を上回っているが、石綿セメント管や老朽管など早急に更新が必要な管路があるため、財政状況を勘案し、計画的に更新を進めていく必要がある。

全体総括

各指標の値を類似団体と比較すると、現時点では概ね健全な運営状況を維持できていると言える。

事業を取り巻く環境としては、令和6年4月の水道料金改定の影響により、水道料金収入は増収したが、今後は人口の減少等により、使用水量の減少に伴う水道料金収入の減少が見込まれる。そのような状況の中でも、老朽化した水道施設の更新・耐震化を着実に進めていく必要があるため、将来に向け持続可能な事業運営に努めていく。

2. 老朽化の状況



【別紙】パターン① 収益的収支

(単位:千円,%)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,934,930	2,298,365	2,343,860	2,362,823	2,369,960	3,455,556	3,452,394	3,449,233	3,450,349	3,433,157	3,425,121	3,417,084	3,418,066
	(1) 料 金 収 入	1,844,187	2,204,860	2,254,675	2,271,517	2,278,445	3,364,258	3,361,062	3,357,866	3,358,947	3,341,721	3,333,648	3,325,576	3,326,521
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	1,831	5,584	309	2,946	2,979	3,013	3,047	3,081	3,116	3,151	3,187	3,223	3,259
	(3) そ の 他	88,912	87,921	88,876	88,360	88,535	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285
	2. 営 業 外 収 益	329,119	328,720	345,512	322,341	331,436	335,704	333,613	332,725	334,490	333,161	335,527	337,969	337,258
	(1) 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	325,595	325,926	336,306	318,434	327,529	331,797	329,706	328,818	330,583	329,254	331,620	334,062	333,351
	(3) そ の 他	3,524	2,794	9,206	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907
収 益 的 支 出	収 入 の 計 (C)	2,264,049	2,627,085	2,689,372	2,685,164	2,701,396	3,791,260	3,786,007	3,781,957	3,784,839	3,766,318	3,760,648	3,755,053	3,755,324
	1. 営 業 費 用	2,265,775	2,263,494	2,350,973	2,473,607	2,562,292	2,597,277	2,609,486	2,641,491	2,707,489	2,742,535	2,818,902	2,858,925	2,897,362
	(1) 職 員 給 与 費	173,240	177,608	169,668	174,638	175,441	176,248	177,059	177,873	178,691	179,513	180,339	181,169	182,002
	基 本 給 付 費	92,260	95,138	90,429	92,490	92,916	93,343	93,773	94,204	94,637	95,073	95,510	95,949	96,391
	退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	80,980	82,470	79,239	82,147	82,525	82,905	83,286	83,669	84,054	84,441	84,829	85,219	85,611
	(2) 経 営 費	1,273,685	1,268,178	1,346,761	1,465,536	1,471,202	1,476,933	1,482,728	1,488,589	1,494,515	1,500,509	1,506,571	1,512,701	1,518,901
	動 力 費	64,158	72,276	70,414	72,895	73,719	74,552	75,394	76,246	77,108	77,979	78,860	79,751	80,652
	修 繕 費	43,774	53,321	72,127	47,041	47,572	48,110	48,653	49,203	49,759	50,322	50,890	51,465	52,047
	材 料 費	1,509	923	1,250	1,171	1,184	1,198	1,211	1,225	1,239	1,253	1,267	1,281	1,296
支 出	そ の 他	1,164,244	1,141,658	1,202,970	1,344,429	1,348,727	1,353,073	1,357,469	1,361,914	1,366,410	1,370,956	1,375,554	1,380,204	1,384,906
	(3) 減 価 償 却 費	818,850	817,708	834,544	833,434	915,649	944,097	949,700	975,029	1,034,282	1,062,512	1,131,992	1,165,055	1,196,460
	2. 営 業 外 費 用	39,248	41,301	46,894	54,269	73,896	80,661	86,699	92,460	107,983	113,256	125,485	129,986	134,051
	(1) 支 払 利 息	39,239	41,258	46,833	54,242	73,869	80,634	86,672	92,433	107,957	113,229	125,459	129,959	134,024
	(2) そ の 他	9	43	61	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	支 出 の 計 (D)	2,305,023	2,304,795	2,397,867	2,527,876	2,636,188	2,677,938	2,696,185	2,733,951	2,815,473	2,855,791	2,944,387	2,988,910	3,031,413
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-40,974	322,290	291,505	157,288	65,208	1,113,322	1,089,822	1,048,007	969,366	910,528	816,260	766,143	723,911
	特 別 利 益 (F)	788	400	712	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
	特 別 損 失 (G)	2,182	592	2,732	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1,394	-192	-2,020	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		-42,368	322,098	289,485	156,511	64,431	1,112,545	1,089,045	1,047,229	968,589	909,750	815,483	765,365	723,134
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		298,662	604,142	893,627	1,050,138	1,114,569	2,109,930	2,846,404	3,484,176	3,936,244	4,198,071	4,154,339	4,562,331	4,908,649
流 動	資 産 (J)	2,244,742	2,400,996	2,562,794	2,606,035	2,081,745	2,807,817	3,500,490	4,138,762	4,419,302	4,576,737	4,889,268	5,289,666	5,796,763
	う ち 未 収 金	184,625	221,729	216,044	228,432	229,129	338,322	338,001	337,680	337,788	336,056	335,244	334,432	334,527
	負 債 (K)	855,684	905,722	782,747	1,129,443	1,089,126	1,066,001	1,087,064	1,203,913	1,182,332	1,298,096	1,153,874	1,129,658	1,108,333
	う ち 建 設 改 良 費 分	237,461	246,800	259,089	274,985	303,724	314,501	322,478	331,764	350,308	359,173	360,529	324,465	323,831
流 動	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	う ち 未 払 金	445,561	481,536	341,281	672,081	603,025	569,123	582,209	689,772	649,647	756,546	610,968	622,816	602,125
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/(A)-(B)) × 100 (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	3,452,543	3,449,347	3,446,151	3,447,233	3,430,006	3,421,934	3,413,861	3,414,806
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100) (%)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	3,452,543	3,449,347	3,446,151	3,447,233	3,430,006	3,421,934	3,413,861	3,414,806
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100) (%)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 千円単位に四捨五入しているため端数の整合が取れない箇所があります。

【別紙】パターン② 収益的収支

(単位:千円, %)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,934,930	2,298,365	2,343,860	2,362,823	2,369,960	3,078,723	3,075,919	3,073,115	3,074,110	3,058,849	3,051,716	3,044,584	3,045,459
	(1) 料 金 収 入	1,844,187	2,204,860	2,254,675	2,271,517	2,278,445	2,987,425	2,984,587	2,981,749	2,982,709	2,967,412	2,960,244	2,953,075	2,953,915
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	1,831	5,584	309	2,946	2,979	3,013	3,047	3,081	3,116	3,151	3,187	3,223	3,259
	(3) そ の 他	88,912	87,921	88,876	88,360	88,535	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285
	2. 営 業 外 収 益	329,119	328,720	345,512	322,341	331,436	335,704	333,613	332,725	334,490	333,161	335,527	337,969	337,258
	(1) 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	325,595	325,926	336,306	318,434	327,529	331,797	329,706	328,818	330,583	329,254	331,620	334,062	333,351
	(3) そ の 他	3,524	2,794	9,206	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	2,264,049	2,627,085	2,689,372	2,685,164	2,701,396	3,414,427	3,409,532	3,405,840	3,408,601	3,392,010	3,387,243	3,382,553	3,382,717
	1. 営 業 費 用	2,265,775	2,263,494	2,350,973	2,473,607	2,562,292	2,597,277	2,609,486	2,641,491	2,707,489	2,742,535	2,818,902	2,858,925	2,897,362
	(1) 職 員 給 与 費	173,240	177,608	169,668	174,638	175,441	176,248	177,059	177,873	178,691	179,513	180,339	181,169	182,002
	基 本 給 与 費	92,260	95,138	90,429	92,490	92,916	93,343	93,773	94,204	94,637	95,073	95,510	95,949	96,391
	退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	80,980	82,470	79,239	82,147	82,525	82,905	83,286	83,669	84,054	84,441	84,829	85,219	85,611
	(2) 経 営 費	1,273,685	1,268,178	1,346,761	1,465,536	1,471,202	1,476,933	1,482,728	1,488,589	1,494,515	1,500,509	1,506,571	1,512,701	1,518,901
	動 力 費	64,158	72,276	70,414	72,895	73,719	74,552	75,394	76,246	77,108	77,979	78,860	79,751	80,652
	修 繕 費	43,774	53,321	72,127	47,041	47,572	48,110	48,653	49,203	49,759	50,322	50,890	51,465	52,047
	材 料 費	1,509	923	1,250	1,171	1,184	1,198	1,211	1,225	1,239	1,253	1,267	1,281	1,296
支 出	そ の 他	1,164,244	1,141,658	1,202,970	1,344,429	1,348,727	1,353,073	1,357,469	1,361,914	1,366,410	1,370,956	1,375,554	1,380,204	1,384,906
	(3) 減 価 償 却 費	818,850	817,708	834,544	833,434	915,649	944,097	949,700	975,029	1,034,282	1,062,512	1,131,992	1,165,055	1,196,460
	2. 営 業 外 費 用	39,248	41,301	46,894	54,269	73,896	80,661	86,699	92,460	107,983	113,256	125,485	129,986	134,051
	(1) 支 払 利 息	39,239	41,258	46,833	54,242	73,869	80,634	86,672	92,433	107,957	113,229	125,459	129,959	134,024
	(2) そ の 他	9	43	61	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	支 出 計 (D)	2,305,023	2,304,795	2,397,867	2,527,876	2,636,188	2,677,938	2,696,185	2,733,951	2,815,473	2,855,791	2,944,387	2,988,910	3,031,413
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-40,974	322,290	291,505	157,288	65,208	736,489	713,347	671,890	593,128	536,219	442,856	393,642	351,305
	特 別 利 益 (F)	788	400	712	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
	特 別 損 失 (G)	2,182	592	2,732	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1,394	-192	-2,020	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		-42,368	322,098	289,485	156,511	64,431	735,712	712,569	671,112	592,351	535,442	442,079	392,865	350,527
流 動	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	298,662	604,142	893,627	1,050,138	1,114,569	1,733,097	2,093,095	2,354,750	2,430,580	2,318,098	1,900,961	1,936,453	1,910,165
	資 産 (J)	2,244,742	2,400,996	2,562,794	2,606,035	2,081,745	2,430,984	2,747,182	3,009,337	2,913,638	2,696,764	2,635,890	2,663,788	2,798,279
	う ち 未 収 金	184,625	221,729	216,044	228,432	229,129	300,427	300,141	299,856	299,952	298,414	297,693	296,972	297,057
	流 動 負 債 (K)	855,684	905,722	782,747	1,129,443	1,089,126	1,066,001	1,087,064	1,203,913	1,182,332	1,298,096	1,153,874	1,129,658	1,108,333
流 動	う ち 建 設 改 良 費 分	237,461	246,800	259,089	274,985	303,724	314,501	322,478	331,764	350,308	359,173	360,529	324,465	323,831
	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	う ち 未 払 金	445,561	481,536	341,281	672,081	603,025	569,123	582,209	689,772	649,647	756,546	610,968	622,816	602,125
累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/((A)-(B)) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	3,075,710	3,072,872	3,070,034	3,070,994	3,055,697	3,048,529	3,041,361	3,042,200
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 式 の 規 模 (P)		1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	3,075,710	3,072,872	3,070,034	3,070,994	3,055,697	3,048,529	3,041,361	3,042,200
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 千円単位に四捨五入しているため端数の整合が取れない箇所があります。

【別紙】パターン③ 収益的収支

(単位:千円, %)

年 度		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)										
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	1,934,930	2,298,365	2,343,860	2,362,823	2,369,960	2,810,853	2,808,304	2,805,755	2,806,664	3,327,638	3,319,856	3,312,075	3,313,027
	(1) 料 金 収 入	1,844,187	2,204,860	2,254,675	2,271,517	2,278,445	2,719,555	2,716,972	2,714,388	2,715,262	3,236,202	3,228,384	3,220,566	3,221,482
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	1,831	5,584	309	2,946	2,979	3,013	3,047	3,081	3,116	3,151	3,187	3,223	3,259
	(3) そ の 他	88,912	87,921	88,876	88,360	88,535	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285	88,285
	2. 営 業 外 収 益	329,119	328,720	345,512	322,341	331,436	335,704	333,613	332,725	334,490	333,161	335,527	337,969	337,258
	(1) 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	325,595	325,926	336,306	318,434	327,529	331,797	329,706	328,818	330,583	329,254	331,620	334,062	333,351
	(3) そ の 他	3,524	2,794	9,206	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907	3,907
収 益 的 支 出	収 入 計 (C)	2,264,049	2,627,085	2,689,372	2,685,164	2,701,396	3,146,558	3,141,917	3,138,480	3,141,154	3,660,799	3,655,384	3,650,044	3,650,285
	1. 営 業 費 用	2,265,775	2,263,494	2,350,973	2,473,607	2,562,292	2,597,277	2,609,486	2,641,491	2,707,489	2,742,535	2,818,902	2,858,925	2,897,362
	(1) 職 員 給 与 費	173,240	177,608	169,668	174,638	175,441	176,248	177,059	177,873	178,691	179,513	180,339	181,169	182,002
	基 本 給	92,260	95,138	90,429	92,490	92,916	93,343	93,773	94,204	94,637	95,073	95,510	95,949	96,391
	退 職 給 付 費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	80,980	82,470	79,239	82,147	82,525	82,905	83,286	83,669	84,054	84,441	84,829	85,219	85,611
	(2) 経 費	1,273,685	1,268,178	1,346,761	1,465,536	1,471,202	1,476,933	1,482,728	1,488,589	1,494,515	1,500,509	1,506,571	1,512,701	1,518,901
	動 力 費	64,158	72,276	70,414	72,895	73,719	74,552	75,394	76,246	77,108	77,979	78,860	79,751	80,652
	修 繕 費	43,774	53,321	72,127	47,041	47,572	48,110	48,653	49,203	49,759	50,322	50,890	51,465	52,047
	材 料 費	1,509	923	1,250	1,171	1,184	1,198	1,211	1,225	1,239	1,253	1,267	1,281	1,296
支 出	そ の 他	1,164,244	1,141,658	1,202,970	1,344,429	1,348,727	1,353,073	1,357,469	1,361,914	1,366,410	1,370,956	1,375,554	1,380,204	1,384,906
	(3) 減 価 償 却 費	818,850	817,708	834,544	833,434	915,649	944,097	949,700	975,029	1,034,282	1,062,512	1,131,992	1,165,055	1,196,460
	2. 営 業 外 費 用	39,248	41,301	46,894	54,269	73,896	80,661	86,699	92,460	107,983	113,256	125,485	129,986	134,051
	(1) 支 払 利 息	39,239	41,258	46,833	54,242	73,869	80,634	86,672	92,433	107,957	113,229	125,459	129,959	134,024
	(2) そ の 他	9	43	61	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27
	支 出 計 (D)	2,305,023	2,304,795	2,397,867	2,527,876	2,636,188	2,677,938	2,696,185	2,733,951	2,815,473	2,855,791	2,944,387	2,988,910	3,031,413
	経 常 損 益 (C)-(D) (E)	-40,974	322,290	291,505	157,288	65,208	468,620	445,732	404,529	325,681	805,009	710,996	661,134	618,872
	特 別 利 益 (F)	788	400	712	480	480	480	480	480	480	480	480	480	480
	特 別 損 失 (G)	2,182	592	2,732	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	-1,394	-192	-2,020	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777	-777
流 動 資 産	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	-42,368	322,098	289,485	156,511	64,431	467,842	444,955	403,752	324,904	804,231	710,219	660,356	618,095
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	298,662	604,142	893,627	1,050,138	1,114,569	1,465,228	1,557,611	1,551,905	1,360,289	1,516,597	1,367,600	1,670,583	1,911,862
	流 動 資 産 (J)	2,244,742	2,400,996	2,562,794	2,606,035	2,081,745	2,163,114	2,211,697	2,206,492	1,843,347	1,895,262	2,102,529	2,397,918	2,799,976
	う ち 未 収 金	184,625	221,729	216,044	228,432	229,129	273,489	273,229	272,969	273,057	325,445	324,658	323,872	323,964
	流 動 負 債 (K)	855,684	905,722	782,747	1,129,443	1,089,126	1,066,001	1,087,064	1,203,913	1,182,332	1,298,096	1,153,874	1,129,658	1,108,333
	う ち 建 設 改 良 費 分	237,461	246,800	259,089	274,985	303,724	314,501	322,478	331,764	350,308	359,173	360,529	324,465	323,831
	う ち 一 時 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	う ち 未 払 金	445,561	481,536	341,281	672,081	603,025	569,123	582,209	689,772	649,647	756,546	610,968	622,816	602,125
	累 積 欠 損 金 比 率 ((I)/((A)-(B)) ×100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
流 動 資 金	営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	2,807,841	2,805,257	2,802,674	2,803,548	3,324,487	3,316,670	3,308,852	3,309,767
	地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 模 式 (P)	1,933,099	2,292,781	2,343,551	2,359,877	2,366,981	2,807,841	2,805,257	2,802,674	2,803,548	3,324,487	3,316,670	3,308,852	3,309,767
	健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 千円単位に四捨五入しているため端数の整合が取れない箇所があります。

【別紙】資本的収支

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
資本的 収 入	1. 企 業 債	361,000	415,000	300,000	900,000	400,000	400,000	400,000	800,000	400,000	700,000	400,000	400,000	400,000
	うち 資本 費 平 準 化 債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	2. 他 会 計 出 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	3. 他 会 計 補 助 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他 会 計 負 担 金	—	—	1,238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. 他 会 計 借 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	—	—	—	27,000	30,500	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	8. 工 事 負 担 金	15,516	—	20,794	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547	14,547
	9. そ の 他	215,214	195,030	180,620	193,521	188,901	188,901	188,901	188,901	188,901	188,901	188,901	188,901	188,901
	計 (A)	591,730	610,030	502,652	1,135,068	633,948	623,448	623,448	1,023,448	623,448	923,448	623,448	623,448	623,448
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	純 計 (A)-(B) (C)	591,730	610,030	502,652	1,135,068	633,948	623,448	623,448	1,023,448	623,448	923,448	623,448	623,448	623,448
資本的 支 出	1. 建 設 改 良 費	774,980	1,163,907	837,664	2,008,778	1,603,739	1,404,402	1,463,565	2,041,379	1,798,924	2,373,439	1,555,466	1,609,024	1,484,383
	うち 職 員 給 与 費	42,323	43,193	44,585	43,738	43,939	44,142	44,345	44,549	44,754	44,959	45,166	45,374	45,583
	2. 企 業 債 償 還 金	241,085	237,462	246,801	259,089	274,985	303,724	314,501	322,478	331,764	350,308	359,173	360,529	324,465
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	5. そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計 (D)	1,016,065	1,401,369	1,084,465	2,267,867	1,878,725	1,708,125	1,778,065	2,363,856	2,130,687	2,723,748	1,914,639	1,969,553	1,808,848
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		424,335	791,339	581,813	1,132,800	1,244,777	1,084,678	1,154,618	1,340,409	1,507,240	1,800,300	1,291,192	1,346,105	1,185,400
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	360,866	707,402	526,329	975,529	1,007,062	628,760	636,454	662,672	720,159	749,718	816,832	847,453	879,569
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	16,618	—	—	—	117,183	352,571	409,457	516,520	647,924	859,215	357,373	376,816	195,345
	3. 繰 越 工 事 資 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4. そ の 他	46,851	83,937	55,484	157,270	120,532	103,347	108,707	161,217	139,157	191,367	116,987	121,837	110,487
計 (F)		424,335	791,339	581,813	1,132,800	1,244,777	1,084,678	1,154,618	1,340,409	1,507,240	1,800,300	1,291,192	1,346,105	1,185,400
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
企 業 債 残 高 (H)		4,031,215	4,208,753	4,261,952	4,902,863	5,027,878	5,124,154	5,209,654	5,687,176	5,755,412	6,105,104	6,145,931	6,185,401	6,260,936

他会計繰入金

(単位:千円)

年 度 区 分		令和5年度 (決 算)	令和6年度 (決 算)	令和7年度 (決 算)	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
収 益 的 収 支 分		3,345	754	698	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953
資本的 収 支 分	うち 基 準 内 繰 入 金	3,345	754	698	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953
	うち 基 準 外 繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	1,238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち 基 準 内 繰 入 金	—	—	1,238	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	うち 基 準 外 繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計		3,345	754	1,936	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953	1,953

※ 千円単位に四捨五入しているため端数の整合が取れない箇所があります。

【別紙】原価計算表

原価計算表

計算期間

自 令 和 10 年 4 月
至 令 和 14 年 3 月
(4年間)

(単位:千円、%)

収 入 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)－(B)
料 金 収 入 【 パ タ ー ン ① 】 (X1)	2,254,675	3,360,533		3,360,533
料 金 収 入 【 パ タ ー ン ② 】 (X2)	2,254,675	2,984,117		2,984,117
料 金 収 入 【 パ タ ー ン ③ 】 (X3)	2,254,675	2,716,544		2,716,544
受 託 工 事 収 益	309	3,064		3,064
そ の 他	88,876	88,285		88,285

支 出 の 部

項 目	金 額			
	最近1箇年間の実績	投資・財政計画計上額(A)	公費負担分(B)	料金対象収支(A)－(B)
職 員 給 与 費	169,668	177,468	0	177,468
動 力 費	70,414	75,825	0	75,825
薬 品 費	6,885	6,654	0	6,654
委 託 費	279,587	283,413	0	283,413
修 繕 費	72,127	48,931	0	48,931
材 料 費	1,250	1,218	0	1,218
受 水 費	760,291	947,620	0	947,620
資 産 減 耗 費	38,035	16,460	0	16,460
そ の 他 営 業 費 用	118,172	105,568	91,350	14,218
そ の 他 営 業 外 費 用	61	27	0	27
そ の 他	0	0	0	0
減 価 償 却 費	834,544	975,777	0	975,777
支 払 利 息	46,833	91,924	0	91,924
合 計 (Y)	2,397,867	2,730,887	91,350	2,639,537

資 産 維 持 費 (Z)	721,203
料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z)	3,360,740
(X1)／((Y) + (Z)) * 100 =	100%
(X2)／((Y) + (Z)) * 100 =	89%
(X3)／((Y) + (Z)) * 100 =	81%

<料金水準についての説明>

令和4年1月25日付総務省通知「『経営戦略』の改定推進について」の「経営戦略ひな型様式」に追加された原価計算表を用いて、投資財政計画の数値を基に資産維持費(※)を加え、料金水準の検討を行いました。

本市は、今後の財源確保のため、料金水準の引き上げによる複数パターンの試算を行っており、そのパターンごとに検討しました。

パターン①: 資産維持率3%の補填財源を確保(令和10年度に48.2%改定)

パターン②: 令和17年度に料金収入1年分である約20億円の補填財源を確保(令和10年度に31.6%改定)

パターン③: 令和17年度に料金収入1年分である約20億円の補填財源を確保(令和10年度及び令和14年度に19.8%改定)

その結果、資産維持費を含めた対象経費を回収するためには令和10年度に48.2%の改定が必要であり、現状は料金収入が不足している状況です。収支のバランスや経済状況等を総合的に鑑みて、料金改定を検討していきます。

※資産維持費＝対象資産(償却資産額の算定期間における平均残高)×資産維持率3%(日本水道協会「水道料金算定要領」より)＝721百万円

- 投資・財政計画計上額(A)欄は、直近の料金算定期間内における平均値を記載すること。
- 起償償還額が減価償却額を超えときは、当分の間、その差額を一般管理費のその他の欄に記載して差し支えないこと。
- 資産維持費は、将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合に、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)を、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定し、計上するもの。そのため、資産維持費(Z)欄は、「水道料金算定要領」(公益社団法人日本水道協会)を参考に、所有している資産の規模、経営環境等の実情に応じ、料金算定に適切に反映すべき費用を記載すること。